

第六十五回国会 大蔵委員会

議録 第十五回

(一一〇八)

		昭和四十六年三月五日(金曜日) 午前十時三十九分開議	
出席委員			
委員長	毛利 松平君	理事 宇野 宗佑君	理事 丹羽 久章君
理事	宇野 宗佑君	理事 山下 元利君	理事 松尾 正吉君
理事	丹羽 久章君	理事 広瀬 秀吉君	理事 竹本 孫一君
理事	山下 元利君	理事 竹本 孫一君	理事 奥田 敬和君
理事	松尾 正吉君	理事 上村千一郎君	理事 藤井 勝志君
理事	正吉君	理事 上村千一郎君	理事 木野 晴夫君
理事	敬和君	理事 木野 晴夫君	理事 木村 武千代君
理事	木部 佳昭君	理事 木村 武千代君	理事 中島源 太郎君
佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
田村 元君	田村 元君	田村 元君	田村 元君
登坂 重次郎君	登坂 重次郎君	登坂 重次郎君	登坂 重次郎君
中村 寅太君	中村 寅太君	中村 寅太君	中村 寅太君
福田 繁芳君	福田 繁芳君	福田 繁芳君	福田 繁芳君
松本 十郎君	松本 十郎君	松本 十郎君	松本 十郎君
森 美秀君	森 美秀君	森 美秀君	森 美秀君
吉田 重延君	吉田 重延君	吉田 重延君	吉田 重延君
阿部 助哉君	阿部 助哉君	阿部 助哉君	阿部 助哉君
田中 恒利君	田中 恒利君	田中 恒利君	田中 恒利君
堀 昌雄君	堀 昌雄君	堀 昌雄君	堀 昌雄君
伏木 和雄君	伏木 和雄君	伏木 和雄君	伏木 和雄君
春日 一幸君	春日 一幸君	春日 一幸君	春日 一幸君
大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
平原 毅君	平原 毅君	平原 毅君	平原 毅君
大蔵省政務次官	大蔵省政務次官	大蔵省政務次官	大蔵省政務次官
大蔵省主税局長	大蔵省主税局長	大蔵省主税局長	大蔵省主税局長
大蔵省關稅局長	大蔵省關稅局長	大蔵省關稅局長	大蔵省關稅局長
農林省畜產局長	農林省畜產局長	農林省畜產局長	農林省畜產局長
増田 寛三君	増田 寛三君	増田 寛三君	増田 寛三君
久君	久君	久君	久君
農林大臣官房參事官	農林大臣官房參事官	農林大臣官房參事官	農林大臣官房參事官
出席外の出席者	出席外の出席者	出席外の出席者	出席外の出席者
出席政府委員	出席政府委員	出席政府委員	出席政府委員
出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣
同 (鹿野彦吉君紹介)(第一五四八号)	同 (北澤直吉君紹介)(第一五四九号)	個人企業の税制改正に関する請願 (赤松勇君紹介)(第一五四七号)	同 (宮澤喜一君紹介)(第一五八三号)
同 (福田篤泰君紹介)(第一五五〇号)	同 (内田常雄君紹介)(第一五七七号)	同 (安田貴六君紹介)(第一六六五号)	同 (春日一幸君紹介)(第一六六〇号)
同 (小此木彦三郎君紹介)(第一五七八号)	同 (小此木彦三郎君紹介)(第一五七九号)	同 (高鳥修君紹介)(第一六六三号)	同 (龜山孝一君紹介)(第一六六一号)
同 (中村弘海君紹介)(第一五八一号)	同 (中村弘海君紹介)(第一五八〇号)	同 (笠岡喬君紹介)(第一七一一号)	同 (河野洋平君紹介)(第一六六二号)
同 (中村弘海君紹介)(第一五八一号)	同 (中村弘海君紹介)(第一五八〇号)	同 (菊池義郎君紹介)(第一七一二号)	同 (安田貴六君紹介)(第一六六五号)
七号)		同 (島村一郎君紹介)(第一七二三号)	同 (海部俊樹君紹介)(第一七一〇号)
		同 (村上信二郎君紹介)(第一七一七号)	同 (笠岡喬君紹介)(第一七一一号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五五二号)	同 (竹内黎一君紹介)(第一七一五号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (千葉三郎君紹介)(第一七一六号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (村上信二郎君紹介)(第一七一七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (黑田寿男君紹介)(第一七二八号)	同 (高鳥修君紹介)(第一六六三号)
		同 (広瀬秀吉君紹介)(第一五七六号)	同 (菊池義郎君紹介)(第一六六四号)
		同 (広瀬秀吉君紹介)(第一五七七号)	同 (安田貴六君紹介)(第一六六五号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (笠岡喬君紹介)(第一七一一号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (竹内黎一君紹介)(第一七一五号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (千葉三郎君紹介)(第一七一六号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (村上信二郎君紹介)(第一七一七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)	同 (平林剛君紹介)(第一五六七号)
		本日の会議に付した案件	入場税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第
		参考人出頭要求に関する件	八号)
		関税定率法等の一部を改正する法律案 (内閣提	
		出第三五号)	
		日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等	
		にに関する法律案 (内閣提出第一五号)	
		相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第	
		七号)	

○毛利委員長 これより会議を開きます。

國税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二月二十四日すでに提案理由の説明を聴取いたしております。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○阿部(助)委員 まず、先般北京で日中覚書貿易の協定が行なわれまして、たしか委員会等でも、佐藤總理は、この貿易協定の成立といふことは好ましいことであるということについては、そのとおりであると存じます。

○阿部(助)委員 そしてお尋ねですが、その点は確認してよろしくうござりますか。

○中川政府委員 そこでお尋ねです。これからも日中の貿易はより伸ばしていくべき、こういう政策の方考え方だ、こう受け取つてよろしくうござりますか。

○阿部(助)委員 そろしますと、これからも日中の貿易はより伸ばしていくべき、こういう政策の方考え方だ、こう受け取つてよろしくうござります。

○阿部(助)委員 まず、今度提案されておる一番大きな問題は特惠關稅の問題であろう、こう思うのであります。この特惠關稅を行なうといふことは、幾たびかの國際會議あるいは閣議の決定というものが行なわれております。これが当然日本の中小企業にも大きな影響を与えるだらうくらいのことになりますが、この特惠關稅を行なうといふことは、政府においてもおわかりだつたろうと私は感ずるのですが、政府は一体今までに、それ

に対する対策といらものはどんなことをやつておいでになつたのですか。

○谷川政府委員 すでに御案内と思うのでござりますが、特恵供与案をつくる段階におきまして、ただいま先生お話しになりましたよろいろな問題を考えまして、計画供与案自体につきまして、いろいろ国内産業に及ぼす影響につきましての配慮をいたしております。

簡単に申し上げますと、まず農産物でございまして、これにつきましては、国内産業にとりまして問題が少ないものについてだけ、それに限定しまして特恵を供与する。大体熱帯産品を中心におきまして五十九品目を選んでおります。それから、この農産物につきまして申しますと、税率の引き下げ幅につきましても、最低二割から最高は一〇〇%、無税とするという案にいたしておりますが、品目ごとに洗いまして、国内産品に対する影響も考えながらきめてございます。それでもなお国内産業につきまして影響がある場合には、歎どめをいたすエヌケープクローズを設けまして被害を最小限に食いとめる。

それから鉱工業产品につきましては、いろいろ検討の結果、これは特恵を与えていくわけにはいかぬというものにつきましては例外を設けておりません。御案内のとおりでございますが、生糸、絹織物、革製の衣類、合板等七品目につきまして特恵供与の例外を設けております。それから青天井で特恵を与えるわけではございませんで、特恵供与品目ごとにワクを設けております。そのワクの範囲内でだけ特恵供与をいたすということも考えております。

それから、ある受益国からある産品の輸入が、たとえば韓国からの綿織物がその綿織物のワクの五割をこえたという場合には、もうその国につきましては綿織物に対しても特恵を与えないという歎どめもつくるございます。それでもなお安い特恵供与品目が入ってまいりまして、当該国内産業に相当な被害を与えるというような場合には、関税定率法によります緊急關稅よりは若干要件を

緩和いたしまして緊急關稅を発動するという歎どめも持っております。

こういう次第でござりますから、大まかに見ますと、その場合にアメリカへ輸出されることはあります。そこで国内産業にはさしたる影響を及ぼすこととはあるまいというふうに考えておる次第でございま

りカ貿易において競合するという場合に大きな影響を持つてくる業種も多々あるわけです。そういう問題に対してもござることでは私は少しおそ過ぎるのでないか。むしろそつちのほうが先行しながら、予測される事態に備えながら、こういう問題を進めていく。私は皆さんがシーリングワークを設けたとかいろいろなことで、国内の産業はあまり影響がないなんというのはおかしいと思うのであって、少し影響がなければこれ

はおかしいでしょう。特恵關稅を認めるというのは、後進国というか、まあ開発途上国に格差をつらうで、中小企業特恵対策臨時措置法案というものを今国会に上程いたしまして御審議を願つておりますが、それによりまして、たとえ特恵を契機にいたしまして、中小企業におきまして他の有利な産業に転換をするという場合にいろいろ情報を提供したり助言をしたり、それからまた転換資金の融資を一般よりも低利でいたしましたり、それから転換します企業の償却資産につきまして特別な短期償却を認める、これは租税特別措置法で措置してもらいますが、といったよろしいいろいろな措置を講じておる次第でございます。

○阿部(助)委員 いろいろ御説明ありましたが、私お伺いしておりますのは、日本の中小企業に対して、いま中小企業の臨時措置法ですか、それを国会に提案をしておられるということは承知しておりますが、もう皆さんのはうでは、これは十二月の統計月報ですが、ここでも皆さんは、これは責任のある文章じゃないでしょうござんのほうでも書いておるのです。ただ、この書き方は、「問題が生ずる場合には政府としても必要に応じかかるべき措置をとるであろう」なんていふ、これは責任のある文章じゃないでしょうけれども、この程度でお考えになつておるとすれば相當に問題があるんじゃないか。また、いまこの期に及んで中小企業対策の法案を出されたといふことでは、私は政府としては少し手おくれでいることではないのか。こういふことをやるといふ場合にはそれなりに、日本へ来る場合の影響もあるだ

るう、また日本からアメリカへ輸出する場合、アメリカ貿易において競合するという場合に大きな影響を持つてくる業種も多々あるわけです。そういう問題に対してもござることでは私は少しおそ過ぎるのでないか。むしろそつちのほうが先行しながら、予測される事態に備えながら、これがほんとうじゃないかということなんです。

○阿部(助)委員 いや私の言うのは、いま設けられておるのが悪いというのではないで、手おくつたために政府としては御審議をいたしまして、日本企業は韓国、台湾にいろいろと進出をしておる。あるいは合弁であるいは独自で工場を持っておるという。これは持つていつておる一番大きな原因というは何をねらつて向こうへつておるというふうにお考えになりますか。

○斎藤(太)説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、この数年来、たとえアメリカ市場におきまして、日本の特に雑貨あるいは織維といつたような労働集約的な産業につきましては、じわじわと低開発国への輸出が伸びてまいりました。これが原因は、韓国、台湾、香港等の從来の低開発国でございましたところが漸次工業化が進みつつあるということと、やはり賃金水準が日本と違いまして低いという意味におきまして、労働集約的な産業におきましては

低開発国が漸次競争力を増してきておるということに根本的原因があろうかと存じます。したがいまして、これに対する基本的な対策といつましても、まずは、我が国の中小企業の生産性の向上をはかる。たとえばいろいろ自動化をかりますとか機械化をはかるということによりまして極力生産性の向上をはかる。もう一つは、低開発国でまだつくておりますが、それは、わが国の中小企業の生産性向上をはかる。もう一つは、低開発国でまだつくつておりますが、いわゆる商品の品質の向上あるいは高級化、機械化、重化学工業品化、こういったことを進めまして、これによりまして低開発国への追い上げをかわしていくことが必要かと存するわけでございます。

○斎藤(太)説明員 そのためには、たとえば昭和十四年に中小企業近代化促進法を改正をいたしまして、構造改善業種といふものを新たに設けまして、業界ぐるみの構造改善につきまして特別の助

成をいたす制度を設けたのでございます。そのほか、従来からの中、中小企業近代化促進法によります業種別の近代化、あるいは中小企業振興事業団といふものにより非常に有利の資金を供給しまして、中小企業の協業化あるいは共同化を進めまして生産性向上等をはかっています。また府県に設備近代化資金制度というものがございまして、これは無利子で、国と県が半分ずつ金を出ししまして年間約二百五十億円くらいの融資をいたしております。こういった各般の施策によりまして、現在中小企業の近代化を鋭意進めておるところでございます。

近進出いたしておりますのは、やはり向こうの安い労働力を活用するというのが主たる目的ではないかと、いうふうに考えます。

に安い労働賃金、それとやはり今度の特惠関税の実施ということをねらつておる。結局、よりもうかるということで向こうへ出でておるに違いないのであって、よりもかる一番のことは、ござ、ござ、ござ

賃金労働、もう一つは特惠関税になれば有利になると
いうことで出ておるということじゃないので
すか。

○斎藤(太) 説明員 現在、韓国、台灣等に進出いたしました企業で、主として向こうの安い労働力を利用いたしましてさらに日本に再輸入いたしておるものもございますけれども、同時に、そこで

生産されましたものをアメリカ等に輸出をすると
いうのを王たる目的として台湾等に進出しておる
企業も相当にござります。

○阿部(助)委員 私の質問はそういうことじやないのであつて、大体似たようなことですけれども、そうじやなしに、東芝が韓国へ出るとか「シャープ」が出ておるとか、一ぱいあるわけですよ。こういうのはなぜ出るのかといえば、よりもうけたいということなんでしょう。そのもうけたいといふ、もうけられる可能性といふものは、日本へ持つてくるとかアメリカへ持つていくのは

かつてであるが、問題は低賃金労働といふものと、もう一つは特惠関税になればより有利になると。日本に工場をつくつておくよりも、韓国、台湾に持つていったほうがより有利になる、ということをいつておるのではないですか、こう聞いへるござります。

○斎藤(太) 説明員 お説のとおり、一つは低賃金の利用、一つは特恵が実施されます場合には無税で入ってくるという面の活用も考えておるかと思つておるのです。

○阿部(助)委員 そうしますと、特に最近は韓国、台湾といふところに日本の企業の進出といふものが年々二倍三倍になって、それがどうし

ものが非常に目立つておるといふこと、まだこれからそういう開発国に日本の企業が進出する。しかもそちらのほうの賃金はといふと、これはたいへん低賃金である。ここに一つの――これが全部

ではない、大体似たようなものだとは思いますが、あまりにも低賃金で、韓国では女工歴史といわれるくらい安い賃金で、自殺する人が出ると

いうようなことまで書かれておるほど低賃金でいいわけです。そういうことが続いていきますと、しかも日本の企業はどんどん出ていくということになると、やはり権益を守るといふところへ次に

はつながっていくのではないか、私はこういふ感じがするわけであります。と同時に、韓国、台湾にこういふ形でいく場合、さらにこの特徴をこ

に与えるということになりますと、いま御承知のように朝鮮の場合には北と南に分かれておる。台湾の場合は御承知のような中国との問題があるとうまよくなときだ。ここに特惠を与えるというこ

となると、さらに複雑なむずかしい問題を生じてくる、こう思うのであります。が、政府のほうではどうお考えになりますか。

○中川政府委員 特恵の措置もあるいは海外企業進出の措置も、すべて開発途上国、特に台湾、韓国等が工業がおくれておる、あるいは労働者が余つておるという国内事情でありますので、そぞう

いった工業化あるいは雇用の促進ということから
いって、純経済的に援助したい気持ちでこういつ

た制度をとり、また企業の進出をしておるものと
考えておる次第でござります。

○阿部(助)委員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、ほんとうに低開発国というか発展途上国というものにあたたかい手を差し伸べるといふ

ことになるならば、私はもつと勇敢に、シリーン
グワクを設けたり、いろいろな制約をしないで、もつ
と思い切って特惠を与えるということがむしろ正

しいと思うんですよ。ところがいろいろな配慮をしておる。また特恵を与えるまでの、今日までのこの約十年間ですか、話題が出来ましてからこの十

年間の経緯を見ましても、確かに初めは発展途上国から強い要請が出されたことは事実だし、今日もその意見があることも事実だらうと私は思うの

です。しかしだんだん、いわゆる先進国のはうでは決りながらいまのような形である。しかも各国はなかなか歩調が合わない。そこで皆さんにお願い

したのでありますけれども、ちょっと間に合わなかつたようであります。たとえば七〇年十月二十四日、国連における特惠関税の合意書、これは、

その会議の論議といふものを仄聞するに、なかなかいろいろな意見が出ておる。一本にすつきりとまとまつた合意書などは思われないといふあら

に仄聞しておるわけです。この資料をひとつ見せていただきたいということでお願いしましたが、翻訳が間に合わないそうです。まあ局長か

○谷川政府委員 御要望がありました合意書につ
らその辺を率直に御報告を願いたいと思うので
す。

きましては、ただいま翻訳を、これは参議院の予算委員会のほうでも御要望が出ておりますが、急いでおりますので、近日中に差し上げるよう申し

たいと思っております。

せんで、これならいいけるという合意がなされてい
るわけでござります。一応まだとまつてまいっておる
中身を概略申しますと、まず、一九七一年のでき
るだけ早い時期に実施することを目指にいたしま

を大きくなるように検討をしましょと/orうぶな合意ができております。

それから実施期間につきましては、この十年間与えることにしようと。それから、十年経過前にもう一ぺん、ひとつ継続するかどうか検討しようじゃないかという合意ができるております。

それから原産地規則につきましては、これもなかなかむずかしい問題がございます。日本はおおらかに、とにかく関税率表の号が変わったら、B TNの号が変わつたらひとつの国の中の商品だと認めあげようじゃないかということを申しておりますが、アメリカなどは付加価値の程度によって検討するといふら主張もございました。しかし、これにつきましてはできる限り調和をはかるよう努力しようじゃないか、まあむずかしい問題でござりますのでそういうことで話し合いがついております。

それから協議機構につきましては、実施したあとでいろいろ問題が起つてまいりますが、それにつきましてはひとつUNCTAD、国連貿易開発会議に適当な機関を設けてやりましょうといふような話し合いがついております。

それから法的地位につきましては、特恵供与をいたしましてはひとつのUNCTAD、国連貿易開発会議に適当な機関を設けてやりましょうといふような話し合いがついております。

それから法的地位につきましては、特恵供与をいたしましては、お互いに最恵国待遇があるからといって、開発途上国に与えた特恵関税を自国に与えてくれということは言いませんよ、大まかに申しますとそういうことで合意をしようじゃないか。

たいへん大ざっぱに申し上げたのであります。が、以上申し上げました八つの事項につきまして大体合意ができております。これにつきましては、詳しい文書をまた差し上げるようになつたいと思います。

○阿部(助)委員 日本の政府は、まあ自己選択とかいろいろ言つておりますが、今度実施するこの特恵関税の適用の対象範囲についてどのよくなじみと基準でおやりになるのか、また適用される國の数あるいは地域といふやうなものをどの程度に

お考えになつておるのか、お答え願いたいと思ひます。

○谷川政府委員 まず特恵受益国でござりますが、これは御審議を賜つております法律の、関税暫定措置法の部分の八条の二というところに規定してございます。先ほど申し上げましたように、大体この特恵関税の話が持ち上がりましたのが、国際連合貿易開発会議、UNCTADの場でございましたので、とにかく原則は、經濟が開發の途上にある国で、この国際連合貿易開発会議の加盟国である、そしてさつき申しましたように拳手主義によっておりますから、関税について特別な便益を受けることを希望する国のうちから適当に選ぶのだといふことにしてございまして、これは第一項でございまして、それで具体的にどういう国を対象にして特恵を与えるかというふうに考えております。

ことは、この法案が国会で成立をいたしましたときに、いろいろな各国の状況等を御検討させていただきます。政令で指定をするようにしたいといふふうに考えております。

それから法的地位につきましては、この八条の二の二項に規定をしてございますが、原則はUNCTAD加盟国でござりますけれども、いろいろ考えてみると、固有の關稅、それから貿易に関する制度を持つてているという地域につきましては、まあ物品の範囲等になりますが、特恵供与の対象品目になりますと、これは一方の原則国並みに場合によつては供与できないかもしだれども、とにかくそういう一応の、たとえば属領にいたしましても、宗主国とは独立した通貨を持っているとか、關稅領域を持つてている、ほとんど独立国並みだといふふうなところもございます。そういうところにつきましては、國際規制等の見地からも法律上に特恵を与える余地を残しておく必要があるのではないかといふふうに考えて、二項の規定を設けた次第でございます。具体的には、そういう地域から特恵供与につきましての御希望がありまつたときにあらためて判断をしてまいりふうに考えております。

○阿部(助)委員 いや、大体常識で考えてみて

らためて品物等は検討さしていただき、これまで政令で指定をするといふうにしてございます。

それから、この大体の計画につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたような計画でまいつておるわけでございます。

○阿部(助)委員 いまお話を中で、一つは、希望する国、こうおっしゃる。意思表示ルールというか、そういうことになつておるようありますけれども、大体皆さんのほうでは、法案が通つてから、法律になつてから検討します、こう言つておるけれども、もうそれくらいのものは大体見当がついておるのじゃないですか。どうなんですか。

○谷川政府委員 問題のない国もござりますが、率直に申しまして対日差別をしておる国も、特恵供与を希望しておる国の中にはござりますので、そういう国等につきましてはまだいろいろ折衝してみる余地もある。それから、諸外国が特恵供与を希望しております国に対してどういうふうに対処するであろうかといふ点もひとつ見ていきたいといふふうに考えております。

○阿部(助)委員 意思表示をした国、こういうことになりますが、具体的にいえば中国や北朝鮮のほうでは自分からそれをお願いしますなんて頭を下げるわけはないと思うのですよね。こういう場合に政府はどういうふうにするつもりでおるのですか。

○谷川政府委員 そういう国々が特恵供与を希望されるかどうかといふこと、これは私はいまわからませんけれども、かりに供与希望が出てまいつた場合には、いま申しました八条の二の第二項、「地域」と書いてございますが、その規定で読めます。今度御審議いただいておりますこの法案によりまして、そのことを盛り込んでおります。これにつきましては、四百二十四品目につきましては格差を解消いたしました。大体九四%くらいは日本中貿易に關係のある品目の解消ができたと考えます。かつ、今度御審議いただいておるこの法案によりまして、KRにつきましては練り上げ実施をいたしますから、これも中共產品につきましては練り上げ実施をしていくといふふうに考えております。これはグローバルにケネディラウンドはやつておりますから、條約のない国につきましてもいま申しましたように均てんをすることが考えられるのでございますが、特恵関税はKRと

に、まさか中國や北朝鮮が特恵を与えてくれないだら、私はこう思うのです。そういうときに一体どうするか。政府のほうでは何らかこれをあまり差別のないよう形のものに直すのか、その意思があるのかないのかということなんですね。拳手原則といふか、そういうことを言つておるが、結局これは先進国の自己選択という面が大きいわけありますし、いまの政治情勢の中で、希望していくとか頭を下げてお願いしますなんて言つてくるはずはないと思つ。そういうときには、一番最初に私お伺いしておりますように、政府のほうでは覺書貿易の締結に好意を持ち、これを伸ばしたい、こうおっしゃつておる。そういう立場から考えて、これを一体どうするかというのは、一番最初に私が伺いしておりますように、たとえば日中貿易にとおりケネディラウンドによりますところの関税率の一括引き下げにつきましては、第五十八回国会におきましては、これは政府でも考えておることであります。したがいまして、御案内のとおりケネディラウンドによりますところの関税率の一括引き下げにつきましては、第五十八回国会におきましては、これは政府でも考慮しておることであります。これが伸ばしていくことが考えられなければならぬということは、これは政府でも考慮しておることになりますが、具体的にいえば中国や北朝鮮のほうでは自分からそれをお願いしますなんて頭を下げるわけはないと思うのですよね。こういう場合に政府はどういうふうにするつもりでおるのですか。

○阿部(助)委員 意思表示をした国、こういうことになりますが、具体的にいえば中国や北朝鮮のほうでは自分からそれをお願いしますなんて頭を下げるわけはないと思うのですよね。こういう場合に政府はどういうふうにするつもりでおるのですか。

○谷川政府委員 そういう国々が特恵供与を希望されるかどうかといふこと、これは私はいまわからませんけれども、かりに供与希望が出てまいつた場合には、いま申しました八条の二の第二項、「地域」と書いてございますが、その規定で読めます。今度御審議いただいておりますこの法案によりまして、そのことを盛り込んでおります。これにつきましては、四百二十四品目につきましては格差を解消いたしました。大体九四%くらいは日本中貿易に關係のある品目の解消ができたと考えます。かつ、今度御審議いただいておるこの法案によりまして、KRにつきましては練り上げ実施をいたしますから、これも中共產品につきましては練り上げ実施をしていくといふふうに考えております。これはグローバルにケネディラウンドはやつておりますから、條約のない国につきましてもいま申しましたように均てんをすることが考えられるのでございますが、特恵関税はKRと

は違いまして、とにかく開発途上国に特別の税率を供与しようじゃないか、差をつけることにねらいがあるわけでございまして、ですから、先ほど申しましたように自己選択と申しますが、これは開発途上国のほうから特惠供与を選択してもらうということをございまして、手をあげていただかなければいかぬ。手をあげてないのに一般的に特恵を与えることになりますと、これはケネディラウンドと選ぶところがなくなつてしまいまして、特恵の意味がなくなるということをございますから、あくまで特恵を希望していただくということが条件でございます。

○阿部(助)委員 あなたのおつしやるのは、アメリカやあるいはまたほかの国の場合には私はわかりませんけれども、日本の政府として、日本のいま置かれておる立場から考へるならば——特恵はそれでいいでしょ。手をあげた国に与えていいでしょ。しかし、いま日本の置かれておる立場からするならば、そして中国貿易を伸ばしたい、また、非常に少ないようだけれども、北朝鮮との貿易もやつていいから、こういうことになつた場合に、その点を考慮することは特恵の精神と反するという理由、理論的な根拠は何もないんじやないですか。

○谷川政府委員 御質問の御趣旨はよくわかりますけれども、くどく申し上げるよりでございませんが、特恵の性質からいたしまして、ちょうどケネディラウンドの均てんのように、この特恵を先ほどお話をありました国々に一般的に均てんされるということになりますと、これは最惠国待遇によるということになりますと、これは最惠国待遇にあります。それとも、その先進国にも一般的に与えなればならぬということになりまして、さつき申しますようにケネディラウンドと選ぶところがなくなる。特恵の意味がなくなる。さつきUNCFTAの合意書について申し上げましたように、特恵についてだけは、幾ら最惠国待遇があつても先進国はそれをくれとは言わぬぞといふ合意がなされておりますが、いま申しましたように特恵でないかつこうでケネディラウンド式にやるようになります。

○阿部(助)委員 あなたのおつしやるのは、アメ

リカやあるいはまたほかの国の場合には私はわかりませんけれども、日本の政府として、日本のいま置かれておる立場から考へるならば——特恵はそれでいいでしょ。手をあげた国に与えていいでしょ。しかし、いま日本の置かれておる立場からするならば、そして中国貿易を伸ばしたい、また、非常に少ないようだけれども、北朝鮮との貿易もやつていいから、こういうことになつた場合に、その点を考慮することは特恵の精神と反するという理由、理論的な根拠は何もないんじやないですか。

○谷川政府委員 これは私のほうもできるだけさ

よろにしたいといふ考え方で、前向きに前向きに考

えております。毎年新たな輸入がありますと、そ

の品目をずっと洗いまして、できるだけ均てんを

させるようにしておる次第でございます。先ほど

申しましたように四百二十四品目、九四%程度は

格差がなくなつた。残つておりますのが二十三品

目でございます。一番大きなものは生糸、絹織物

でございますが、これにつきましては関係者でい

るいろいろ協議をいたしました。きょうは農林省から

もお見えになつておりますから、詳しく述べてお答え

をそちらのほうからしてもうたいと思います

が、概略を申しますと、国産の生糸とあまりにも

値上がりが大きい。二三%余りの安い生糸になつて

おります。それから中共の生糸の生産高を見ましても、十七万俵でございますから、日本に次ぐ非

常な生産力を持つておりますので、輸出力が非常に

高い。かつ、最近は和服になりますよな上質の

糸ができるようになつてしまつておるということ

で、日本の生糸の問題を考えますと、いま直ちに

一五%の税率を半分にするわけにはいかぬといふ

ことでございます。

○阿部(助)委員 その他の品物につきましては、毎年洗い直して、さつき申しましたようにできるだけ前向きに考えていく。ことし残りました二十三品につきましても、来年もう一ぺん洗い直しまして、国内の

産業体制が整備いたしますならばまたひとつ均てん品目の中に入れていこうといふふうに考へておる次第でございまして、姿勢といたしましてはで、どうしてこの原則はくすくすわけにまいらないといふことがあります。

○阿部(助)委員 たいへん原則にこだわるようであります。あなたがこだわるなら、じゃ、ケネディラウンドの場合に、中国にいま、大きな面部は大体バランスをとつたけれども、まだとつてないものが相当あるわけですよ。あなたの言うように、原則を非常にかたくお守りになるようなないことを御了承いただきたいと思います。

○阿部(助)委員 できるだけ洗い直す、こうおっしゃるけれども、これはもうすいぶん長いこと問題になっておるのでして、もつと思い切つてやり直していいんじゃないですか。あなたの原則をもし尊重するとすれば、こっちのほうもやっぱり原則をびしやりと当てはめるというくらいのことは政府もおやりになつていいんじゃないですか。この生糸の問題はもうだいぶ長い問題です。そして、値段の点でそんなに差があるのであります。農林省のほう、ごく最近の値段の問題をちょっと教えてくれませんか。

○大場説明員 ただいま関税局長からお話をありましたように、生糸はK.R.も除外しておりますけれども、世界の生糸の生産はおむね六十万俵といふのがあります。その中で中共の生糸生産量が約十七万俵をこえておるといふのが三十数万俵でございまして、なおおもな国はソ連とか韓国、こういったことになつております。そういうことからいたしまして、中国といふものが相当膨大な輸出力を持つております。なお、参考までに申しますれば、現在日本は輸出国でありますんで、輸入国に転落しておる、こういった実情でございます。実際、そういった実情を反映いたしまして、中国からわが國への生糸の輸入量もここ数年来非常に激しいスピードで上昇しております。また一方生糸の品質も非常によくなつてきておりまして、国産生糸との競争力も高まつてきております。それとも、わが国の生糸の輸入価格につきましては、常に割安になつております。参考までにこの数字を申し上げますと、過去数年でございますが、国産生糸二十一中2Aという一つの標準のものがこ

ります。それが過去数年間を平均いたしますとキロ当たり七千五十五円ということになつております。これに対しまして中国生糸はC.I.F.で五千三百九十八円、マージン、諸掛かり等計算いたしまして五千七百四十六円といふように七割から八割、年によって若干の変動はございますけれども、そういうたびに開拓になつておる現状でございます。こういったこと、つまりかつてわが国は輸出をして世界に君臨しており、過去数年前までは欧洲諸国等を席巻しておったのですが、それがこういった競争力の後退によりまして、むしろ歐州市場等から駆逐されて輸入国になつておるという実情でございます。そういうこともございます。

○阿部(助)委員 また一方、かくて加えて、これは御質問にはな

りませんでしたが、農林省といたしましても大規模な稻作の転換事業をいたしまして、農民に御協力をお願いする段階でございます。そういった中でやはり転作の定着度といふものを考えますと、野菜その他のものも重要な役割を果たすことは、そりゃ重視をしておるわけでございます。そういう意味で、この問題はわが国の生産農民にとっても重要な関心を呼んでおります。

○阿部(助)委員 私はごく最近のあれを開きたいと言つたのです。

○大場説明員 最近時点の数字を申し上げますと、先ほど平均で申し上げましたが、たとえば四十五年の平均を申し上げますと、日本の価格が八千七十五円、それに対しまして生糸のC.I.F.、輸入諸掛かり、マージン等を加えました価格が六千

六百二十七円でございますから、やはり八割程度で、二割程度の格差がある、こういう実情でございます。

それからただいま御指摘になりました、また桑を植えさせるのか、こういう御指摘でございますが、大規模な耕作対策事業を開拓しますが、その作目の一つとして桑というものを考えて得だまされませんよ。農林省の言うことを聞いて得

をした農民は一人もいないですよ。農林省は何を考えてやつておるのですか。一番最初はドルをかせぐために植えろということで、蘭を一生懸命つぶらせた。それが斜陽産業で、ナイロンや何かに押されて、のことでござりますといふことで、今度は一生懸命麦をつくらせた。麦は今度アメリカと競合してだめだということで、外麦を入れるからといふことで、M S A 小麦や何かを入れたわけですね。麦の作付減反、日本は幾らもないじやないですか。二〇%を割っているじやないですか。そしてそういう政策ばかりやつておって、また蘭に転換しろなんていつたって、農民はもう農林省を信用していませんからね。皆さんは信用されていないんだから、もういまさら桑を植えて蘭をつくれなんてべらぼうな話をしても農民はそれはやりませんよ。そんなべらぼうな話はないですよ。

米にしてもみなそらなんです。農林省の政策、三年たてば大体変わらんんだ。米の作付減反も、おそらくもう三年たててごらんなさい。また足らない。そうかといって五年も六年もさきの古米を回収するわけにいかない。日本のうまい米が足らないからまたんぱをやつてくれなんてことにならないこともないじやないか。いまはそんなことよりも、現実に日本は生糸を大体五万俵くらいは輸入しておるわけでしょ。輸入で十七万俵全部入れるということじゃないのでしょうか。それを入れるのになぜ中国と韓国との差をつけざるを得ないのかということなんとして、これは私は大蔵省の問題だと思うのですけれども、この問題は韓国

のほうへの日本のいろいろ指導等もあって、また大手商社の青田買取等もありながら韓国では蘭の大増産をやつておる。そして農林省のほうは韓國の分だけはあるがこれまで輸入しようなんというのを植えさせますと半分くらいまだ安いわ

くいうことならば、せめてあなたのおつしやる原則を守るというならば、K R の点では早くこれを止すべきではないか。農林省のほうの話は私ちよつといただけないです。

○谷川政府委員 先ほど農林省のほうからもお答えいたしましたし、私も概略お答え申し上げたような事情でございますが、実は韓国とのお話が出ましたので、こんなことを申し上げるのもどうもまことに、こんなことを申し上げるものもどうもあんまり、なんぞございますけれども、その点は一応バランスをとつておるわけでございます。さつ

き申しましたように、中国産の生糸はわが国産の生糸に比べまして二三%余り安くなつております。ところが韓国とわが国とを比較して見ますと一四%くらい韓国のほうが安い。ところでケネディ・ラウンドによりますと生糸の税率は一五六%でございますが、韓国は条約国でございますからケネディ・ラウンドで一括引き下げがまいりますので半分になります。ですからそれで韓国との間のバランスはとれておるといふ判断をしておる次第でございます。

○阿部(助)委員 価格でバランスがとれているといふのですが、税率がバランスとれているといふことですか。

○谷川政府委員 税率をそろすることによりまして、貿易上の競争関係ではバランスがとれておるのではないかと申し上げたような次第でございます。

○阿部(助)委員 輸入する数量でバランスがとれ

ます。○阿部(助)委員 先ほど農林省のほうからもお答えいたしましたし、私も概略お答え申し上げたような事情でございますが、実は韓国とのお話が出ましたので、こんなことを申し上げるのもどうもまことに、こんなことを申し上げるものもどうもあんまり、なんぞございますけれども、その点は一応バランスをとつておるわけでございます。さつ

き申しましたように、中国産の生糸はわが国産の生糸に比べまして二三%余り安くなつております。ところが韓国とわが国とを比較して見ますと一四%くらい韓国のほうが安い。ところでケネディ・ラウンドによりますと生糸の税率は一五六%でございますが、韓国は条約国でございますからケネディ・ラウンドによるところの恩典をガットに入つておらない国々に対してどうするか。国会では、できるだけバランスを失しないようにしていくべきであるという御決議がありますけれども、そういふ条約に入つてない国をどうするかという場合ですから、その場合にはやっぱり日本の同種産品との競争関係をよく考えて、一品、一品査定をさせていただきたいということござります。グローバルにはそういうことはいたしませんけれども、こういう場合には、しかし、前向きにやっていくことについては、姿勢だけはさつきも私冒頭に申し上げましたように変わりございませんから、できるだけ格差はないようにしておきたい。特定のものにつきましては万やむを得ぬということございます。

○阿部(助)委員 私はあまり個々の問題に入る意思はなかつたのですけれども、あなたが原則たどりたどりと思つたのです。それでそれが承知はしないけれども、一応あなたが原則だとおっしゃるならば原則と認めます。○阿部(助)委員 私、税率、価格の面でバランスが一応とれておると申し上げた次第でございます。○谷川政府委員 私、税率、価格の面でバランスが一応とれておると申し上げた次第でございま

農林省はいま日本でもまた桑を植えるという話であります。が、輸入量がもつとふえるというのを植えさせるのか、こういう御指摘でございますが、私はあなたの見解にはどうも納得ができないのです。日本のいまの生糸の需要はもつと大きくなつていいだろう、こういわれておる。それで

私が、達らと思つたのですが。府のほうでも見込まれておると私は思うのです。

○谷川政府委員 さつき申しましたように、価格の点では韓国に比べますと半分くらいまだ安いわけですが、日本との関係では、つまり中共の生糸が日本の生糸よりも二三%余り安い。韓国はそれが一四%安にとどまつておる。一方、税率は中共産品が一五%，韓国が七・五%になりますので、税率関係、価格関係はそれで一応バランスをとつたといふうに判断をしてなにをしたわけだと思います。

○阿部(助)委員 だから、外国の品物を大蔵省は見ながら、この国はコストが安いから税率は上げる、この国は高いから税率は下げるというふうに、一つ一つその国の価格を見て税金をきめておるのですか。

○谷川政府委員 そういうことはいたしません。いたしませんが、先ほど申しましたように、ケネディ・ラウンドによるところの恩典をガットに入つておらない国々に対してどうするか。国会では、できるだけバランスを失しないようにしていくべきであるという御決議がありますけれども、そういふ条約に入つてない国をどうするかという場合ですから、その場合にはやっぱり日本の同種産品との競争関係をよく考えて、一品、一品査定をさせていただきたいということござります。グローバルにはそういうことはいたしませんけれども、こういう場合には、しかし、前向きにやっていくことについては、姿勢だけはさつきも私冒頭に申し上げましたように変わりございませんから、できるだけ格差はないようにしておきたい。特定のものにつきましては万やむを得ぬということございます。

だから、一貫しておるならば私はやっぱりK R の面は少なくとも同じにしろということだと思つておる。それがどうも個々のあれの値段がどうだからといふようなことならば、世界全部値段であります。それがどうも個々のあれの値段がどうだめなのか。そんなことやつておるのか。やつてないじやないか。そうすると中國の問題だけこうやっていくということは、どうもあなたの理論が一貫してないじやないか。K R と特惠とは違うのを、こういうようなのは私は承知はしないけれども、一応あなたが原則だとおっしゃるならば原則と認めます。○阿部(助)委員 私はあまり個々の問題に入る意

○谷川政府委員 K.Rと特惠の違いは御理解いたさきましてたいへんありがとうございました。

K.Rにつきましては、先ほど私申し上げました

ように、政府は国会の御決議の旨を尊重いたしましたて、できるだけ前向きに考えたいということ

ございますが、特恵につきましてはまた今後慎重

して、できるだけ前向きに考えたいということでおこなわれますが、特恵につきましてはまた今後慎重に考えさせていただくことにいたしましたて、四十六年度におきましては、いま農林省からもお話し申し上げた、私もお話し申し上げたような事情で、格差解消を見送らざしていただきたい。

なお、誤解のないように申し上げておきますが、ガットに入りますことと国連に入りますことは別でございまして、ガットのほうは御希望があれば入れるという事情にございまして、御了承いただきたいと思います。

○阿部(助)委員 できるだけなんといふことでなしにびしゃりと言つてくれないと、私これ一日もかかりますよ。品目一つ一つをこれからやりますが、どうですか。

○谷川政府委員 先ほど申し上げました格差が今度の改正でも残りますものにつきましては、生糸、紡織物はなかなかむずかしい問題がありますが、その他の物品につきましては、とにかく国内の生産体制が整備中であるから、もう一年輸入の動向を見て、来年考え方などやしないかという品物も実は私ども考へてゐるところでございます。ことし

なども、いろいろ從來問題になつておりますシャーペンシルとか、万年筆とか、それからござの一部といつたものも中日共開心品目でございましたが、K.Rを均てんをするようにいたしました。そういつたふうに、一舉にとくいうわけにはいきませんが、先ほど申し上げました精神でやつておりますことをひとつ御了承賜わりたいと思っております。

○阿部(助)委員 もう少し具体的にどれどれとどちらとを、とにかく来年考へるということをあなたおっしゃるなら別ですか。それでない私は二十何品目全部ありますよ。もう少し具体的に言ってくれますか。

○谷川政府委員 考え方を申し上げたのでございまして、この品目を必ず来年は解消するということを申し上げることは、関税率審議会でいろいろ御議論があることでもござりますので、それはひとつごかんべんを賜りたいと思っておりますが、とにかく姿勢だけはそういう姿勢でやつております

が、とにかく姿勢だけはそういう姿勢でやつておりますが……。

○阿部(助)委員 それでは干しガキというのは何でそんなにあれするのですか、こむずかしくしておるのでですか。

○谷川政府委員 干しガキにつきましては、これは輸入を見ますとほとんどが中國大陸から参つておるものでございまして、非常に安価でありますために、考えてみると、山形とか山梨県あたりの干しガキに比べますと、もつと格差を設けないとやつていけないという、むしろそういうものでございますけれども、まあこのいまの税率で一応

いかうじゃないかと……。しかし格差解消はなか

なかむずかしい。ことにくだものにつきましては

御案内だと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いま農林省のお答えを聞いたわ

けですが、この干しガキの問題について、日本で

どうい地域分布でどれだけ生産量があるのか、

この点について明確な資料をひとつ出してもらいたい。これがあるならばここで阿部委員の質問に

答えてもらいたいだけれども、なければこれは

しつかりしたものを資料としてやはり出してもらわなければいけない、そういうふうに考えます

し、それから去年なり、ごく最近のところで、大

体去年の暮れといつていいと思うのですが、どの

くらいの値段が、たとえば東京のデパートあたり

でつけられておるか。聞くところによると、一個

二百円あるいは二百五十円といふところまで相場

がついているというような話を聞くわけだけれど

も、その価格の問題についてもひとつここで説明をしていただきたい。資料があつたら説明をしていただきたいわけです。

○大場説明員 こまかに数字は実は私手元に持つてきておりませんので、数字に基づく御説明はお答えできないのは残念でございますが、ただいま

関税局長がおつしいましたように、農林省の物資は干しガキだけに限らず、いろいろほかに率直に言つてかなりござります。やはり日本の低生産

部門を構成している農産物が多いといふこともまた事実でござります。

○大場説明員 こまかに数字は実は私手元に持つてきておりませんので、数字に基づく御説明はお

かなりの値動きが生じてゐる。それから昨年の暮れに幾らであったかといふ点、この点ちょっと数字を持っておりませんので、調べてお答えします。

○阿部(助)委員 これは資料はほんとうにあるのですか。

○大場説明員 限られたものしか載つておりますが、ただいま四十一年、二年、三年、四年といふ年、この数年間の数字は持つております。

○阿部(助)委員 さつき中国の生糸の問題を開きましたが、これは北朝鮮からのものは入つております。

○毛利委員長 関連質問を許します。廣瀬君。

○広瀬(秀)委員 いま農林省のお答えを聞いたわ

けですが、この干しガキの問題について、日本で

どうい地域分布でどれだけ生産量があるのか、

この点について明確な資料をひつ出してもらいたい。これがあるならばここで阿部委員の質問に

答えてもらいたいだけれども、なければこれは

しつかりしたものを資料としてやはり出してもらわなければいけない、そういうふうに考えます

し、それから去年なり、ごく最近のところで、大

体去年の暮れといつていいと思うのですが、どの

くらいの値段が、たとえば東京のデパートあたり

でつけられておるか。聞くところによると、一個

二百円あるいは二百五十円といふところまで相場

がついているというような話を聞くわけだけれど

も、その価格の問題についてもひとつここで説明をしていただきたい。資料があつたら説明をしていただきたいわけです。

○大場説明員 ただいま干しガキの生産量それから輸入の状況、価格関係、こういうお尋ねでございました。四十五年はまだつておりませんの

で、四十四年の数字でございますが、干しガキの生産量、推定でございますが、約一万三千トン。

それから輸入でございますが、四十四年が約千七百トン程度。それから価格関係、國産のものと輸入の価格関係でございますが、これは質の関係

がありますから一概にそのまま比較はできない点もあろうかと存じますけれども、國産の価格が御

で二百四円、それから輸入の八十三円、ここで

○毛利委員長 この際、関税定率法等の一部を改正する法律案に対する質疑を暫時中断し、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに終了いたしております。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 私は、日本社会党、公明党、共产党を代表して、ただいま議題となりました日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例に関する法律案に対し、反対討論をいたします。

本法律案は、インドネシアにおけるいわゆるスカルノ債務の累積による履行困難な情勢に對処して、長期にわたる債務救済措置を講じ、その履行の円滑化をはかるために、輸出入銀行がインドネシア中央銀行に対する貸付金債務の繰り延べなしリファイナンス分について、当該貸付金にかかる債権については輸銀法第十九条の特例を設け、利息を徴しないことができることとするものであります。

もちろん、本法律案の前提に、いわゆるアブス案を中心としたインドネシア債権国會議において、無利子三十年償還という方式による債務救済措置をとることが國務院で合意されたことをわれわれも承知しております。したがつて、國際的経済協力の一環として行なわれる債務救済の実施を可能にするため、輸銀法の貸付金利息に関する規定に対して無利子の特例を設け、特別勘定を設けてこれが經理を行ない、その業務に要する資金の財源として政府資金の無利子貸し付けの道を開こうとする本法の趣旨については、それなりの理解をすることにやぶさかではないのでございます。

しかしながら、われわれは次に述べる理由によつて、あえて反対しなければならないのであります。その第一は、日本輸出入銀行が全額政府出資の

中長期輸出入金融機関として発足をした、国民の税金、預金によって運営される政府機関であるにし、一部の国内大企業にのみ奉仕するものであり、さらに反共親米国家向けの融資に偏重している点であります。すなわち、輸銀融資の貸し付け残高約一兆三千余億円のうち、造船機械、大手商社など十社の貸し付け残高だけで約八千三百七十六億円にのぼる現状であります。国別では台湾、韓国、インドネシア、タイ等、いわゆる反共国家

群への集中融資が行なわれ、しかも今日世界の関心的となっている、現にインドネシア半島における戦争当事国である反共国家、南ベトナム、カンボジアなどに向けての日本企業の進出に特段の力を以て差別取り扱いをしていない旨の前向きの発言をされおりますが、同文同種の八億の人口を持つ一衣帶水の隣国中国に対して、国交回復への積極的努力は何一つ行なわないで、国交未回復であり、中國が社会主义体制の国であることを理由に輸銀使用を拒否しておるのであります。对中国友好への実績積み上げ、国交回復への努力の積み重ねの一事として、いまこそ中国向け輸銀延べ払い融資を

ネシア債務救済をせねばならぬたいわゆるスカルノ債務の累積、裏返せばインドネシアに対する米ソのそれぞれに政治目的を持つ援助競争の中、米国のしり馬に乗つて無計画、無責任、無秩序な商品援助、設備投資援助等に狂奔したわが國大企業の態度を、今日においても追認するわけにはまいらないであります。しかもこの間、いはれども、黒い霧がつきまとつていたことをわれわれは忘れることができないであります。しかもこれはこれをあき立てるすべもなくなりましたけれども、黒い霧がつきまとつていたことをわれわれも承知しております。したがつて、無利子三十年償還という方式による債務救済措置をとることが國務院で合意されたことをわざわざお承知しておるのであります。したがつて、無利子三十年償還といふ方針による債務救済案を中心としたインドネシア債権国會議において、無利子三十年償還といふ方針による債務救済措置をとることが國務院で合意されたことをわざわざお承知しておるのであります。したがつて、無利子三十年償還といふ方針による債務救済案を中心としたインドネシア債権国會議において、無利子三十年償還といふ方針による債務救済措置をとることが國務院で合意されたことをわざわざお承知しておるのであります。したがつて、無利子三十年償還といふ方針による債務救済案を中心としたインドネシア債権国議

中国向けプラント輸出ないし重機械類、船舶、航空機などの輸出に対する延べ払い金融に対して積極姿勢を示していないのであります。この点はまさに重大な問題点であります。大蔵大臣は、本法案審議の過程において本委員会において、海外経済協力援助にあたって政治体制の相違によつて差別取り扱いをしていない旨の前向きの発言をされておりますが、同文同種の八億の人口を持つ一衣帶水の隣国中国に対して、国交回復への積極的努力は何一つ行なわないで、国交未回復であり、中國が社会主义体制の国であることを理由に輸銀使

用を拒否しておるのであります。对中国友好への実績積み上げ、国交回復への努力の積み重ねの一貫性にかなう道ではありません。われわれの大きな不満はここにあるのであります。

以上、反対理由を申し述べましたが、政府はすべからく、われわれ野党の本法案反対の理由に耳を傾け、輸銀のあり方について再思三省し、国民の理解と共感を得られる輸銀業務の姿勢を正す努力をされるよう強く要求をいたしまして、私の反対討論を終ります。

○毛利委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森(美)委員 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。森美秀君。

○森(美)委員 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案に対する附帯決議案について、提案者を代表して趣旨を御説明申し上げます。

案文でありますが、案文は印刷してお手元に配付しておりますので、朗読は省略いたします。

現在、発展途上国の経済開発を推進するための解決すべき課題をかかえている実情であります。

このときには、政府は、経済協力の趣旨にかんがみ、経済協力のための資金供給にあたり、受け入れ国の政治体制のいかんによつて差別的に取り扱うことのないよう、特別の配慮をすべきであります。

また、わが国の経済協力の体制、それに開発途上国からの経済協力の要請等を勘案し、協力資金の供給の明確を期するため、政府は、経済協力の実施機関のあり方について、その業務分担について検討すべきであると思うのであります。

以上、簡単でありますが、趣旨説明を終ります。

何とぞ御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、開発途上国に対する経済協力の主旨が受入国の経済の開発と国民生活の向上のための自助努力を援助するところにあることにかんがみ、日本輸出入銀行等政府機関を通じる経済協力の実施に際しては、受入国の政治体制等により差別的に取扱うことのないよう特段の配意を行なうべきである。

二、政府は、経済協力の実施機関としての日本銀

行と海外経済協力基金のあり方について

その第一は、日本輸出入銀行が全額政府出資の

て、それぞれの機能が明確に区分されることで
目途として、両者の業務分担を再検討すべきで
ある。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし
た。

おはかりいたします。

本案に対し、動議のことく附帯決議をするに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多數。よつて、動議のことく
附帯決議をするに決しました。

ただいまの附帯決議に対し、政府より発言を求
められておりますので、これを許します。福田大
蔵大臣。

○福田国務大臣 ただいまの御決議に対しまして
は、政府といたしましても、御趣旨を体しまして
十分努力をいたしたいと存じます。(拍手)

○毛利委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 引き続き、相続税法の一部を改正
する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案
の両案を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。堀君。

○堀委員 今回の相続税の法律案は、一昨年の予
算委員会、昨年の予算委員会におきまして論議を

いたしてまいりましたものが、ここに、やや不
十分ではありますけれども、形を整えてまいりま
したことについては賛成をいたしたいと存じます。
ここで、この前の予算委員会でも申しております
すけれども、私の基本的な考え方方は、夫から妻
へ、要するに水平的に相続が行なわれるものは、や
がてはまた妻からその子供へということで垂直的
な相続が行なわれるわけでありますから、できる

だけ水平的相続といらものとの課税は少なくして、
そのかわり垂直に移動するときには、これは当然
ある程度相続税を十分に取るべきである。こうい
う考え方方に基づいて実はこの論議をしたわけであ
りますが、その妻の座の税制の優遇という問題に
ついては、総理大臣も御賛成であります。福田
大蔵大臣は、この妻の座の優遇のための税制とい
うことについては、今日いかがお考えになつてお
るか、ちょっと承りたいと思います。

○福田国務大臣 私も今回の一回の税法改正にあたりま
して、あなたと総理との間の問答を思い起こすわ
けであります。妻の座を贈与税、相続税の立場
から優遇すべしといふ御議論私も同感なんで
す。さればこそ今回、居住用財産に限りました
が、その免税額も倍にいたす、こういふような措
置をとることにいたしたわけでございます。気持
ちといたしましては堀さんと同じように考えてお
ります。

○堀委員 そこで、現在の各種の制度の中で、も
う一つ実は問題が残つておると思うのであります
。というのは、一昨日皆さんのお手元に大蔵省
から配付していただきました「主要諸外国における
贈与税の概略」、これを見ますと、日本、米
国、西独、フランス、英國——英國にはもう贈与
税はないのですが、この主要先進

国の中

で申します限りは、ドイツ、フランスなどが軽減
税率をとつておりますように、日本もその直系單
属に対する税率あるいは配偶者に対する税率は、
そのほかの人にに対する税率とは異なつておる。そ
の優遇の度はおつしやるようになり達つてお
ります。しかし考え方方は大体同じになつてお
る、そういうわけでございます。

○堀委員

間違つた資料を自分の主税局が出してお
るじゃないですか。主税局が間違つた資料を出
して、私が読み上げたら、その資料は間違つてお

と同一制度でございます。

○堀委員 同じ制度と言わいたら時間がかかりま
すよ、あなた。ここに配つておる資料を見ると、
ここで、この前の予算委員会でも申しておりま
すけれども、私の基本的な考え方方は、夫から妻
へ、要するに水平的に相続が行なわれるものは、や
がてはまた妻からその子供へということで垂直的
な相続が行なわれるわけでありますから、できる

だけ水平的相続といらものとの課税は少なくして、
そのかわり垂直に移動するときには、これは当然
ある程度相続税を十分に取るべきである。こうい
う考え方方に基づいて実はこの論議をしたわけであ
りますが、その妻の座の税制の優遇という問題に
ついては、総理大臣も御賛成であります。福田
大蔵大臣は、この妻の座の優遇のための税制とい
うことについては、今日いかがお考えになつてお
るか、ちょっと承りたいと思います。

○福田国務大臣 私も今回の一回の税法改正にあたりま
して、あなたと総理との間の問答を思い起こすわ
けであります。妻の座を贈与税、相続税の立場
から優遇すべしといふ御議論私も同感なんで
す。さればこそ今回、居住用財産に限りました
が、その免税額も倍にいたす、こういふような措
置をとることにいたしたわけでございます。気持
ちといたしましては堀さんと同じように考えてお
ります。

○堀委員 そこで、現在の各種の制度の中で、も
う一つ実は問題が残つておると思うのであります
。というのは、一昨日皆さんのお手元に大蔵省
から配付していただきました「主要諸外国における
贈与税の概略」、これを見ますと、日本、米
国、西独、フランス、英國——英國にはもう贈与
税はないのですが、この主要先進

国の中

で申します限りは、ドイツ、フランスなどが軽減
税率をとつておりますように、日本もその直系單
属に対する税率あるいは配偶者に対する税率は、
そのほかの人にに対する税率とは異なつておる。そ
の優遇の度はおつしやるようになり達つてお
ります。しかし考え方方は大体同じになつてお
る、そういうわけでございます。

○堀委員

間違つた資料を自分の主税局が出してお
るじゃないですか。主税局が間違つた資料を出
して、私が読み上げたら、その資料は間違つてお

と同一制度でございます。

○堀委員

だから、ほかのフランスと西ドイツは
西ドイツにいけば、血縁関係の濃淡により税率が
異なる。第一階級(配偶者または子)最低二%最
高一五%、以下第五階級まで税率は次第に高くな
り、第五階級の最高税率は六〇%、フランスの場
合は血縁関係の濃淡により税率が異なる。配偶者
最低五%最高二〇%(二十万フラン超)、直系親
族最低五%最高二〇%，兄弟姉妹十五万フラン以
下三五%十五万フラン超四五%，上記以外の四
親等以内の親族一率五五%，その他一率六〇%，
西ドイツでは妻がやはり税率上引きあわせて優遇され
ておるけれども、日本の場合は他人も妻も同じ税率
とみな同じでありますということになつていない
じゃありませんか。

○細見政府委員 そこどころ、はつきりして下さい。

○堀委員

少なくともここに書かれておることは、フランス、
西ドイツでは妻がやはり税率上引きあわせて優遇され
ておるけれども、日本の場合は他人も妻も同じ税率
とみな同じでありますということになつていない
じゃありませんか。

ると言ふ。そんな無責任なことは私は承服できな
いですよ。私のほうは贈与税について資料を出し
てもらいたいというので、ここに表題は「主要諸
外国における贈与税の概略」と書いてあるじやな
いですか。

○細見政府委員

そのとおり贈与税でございま
すよ、あなた。ここに配つておる資料を見ると、
西ドイツにいえば、血縁関係の濃淡により税率が
異なる。第一階級(配偶者または子)最低二%最
高七

○細見政府委員 ところどころ、はつきりして下さい。

○堀委員

だから、ほかのフランスと西ドイツは
西ドイツにいえば、血縁関係の濃淡により税率が
異なる。第一階級(配偶者または子)最低二%最
高七

と同一制度でございます。

○堀委員

同じ制度と言
うことです。

て、贈与税であり、諸外国におきましては相続税
が不同的な場合があります。

○細見政府委員

贈与税と相続税が同じなら同じ。

ところが日本の

場合

は贈与税と相続税は違うのであって、贈与税

に見合るものがありませんといつてならないとい
うことです。

○堀委員

確かに、ほんの

ところ

で見合

るといつて

いるのです。

○細見政府委員

贈与税と相続税が同じなら同じ。

ところが日本の

場合

は贈与税と相続税は違うのであって、贈与税

に見合

るといつて

いるのです。

○堀委員

確かに、ほんの

ところ

で見合

るといつて

いるのです。

○細見政府委員

贈与税と相続税が同じなら同じ。

ところが日本の

場合

は贈与税と相続税は違うのであって、贈与税

に見合

るといつて

いるのです。

は、これを贈与税とみなせば税の負担においては違います、こう言うのでしよう。要するに日本の場合と向こうの場合は税の負担の度合いが違う。

最初の答弁は、贈与税としては同じでござります。だから同じではないだらうと言つて読み上げた。だからそのことはどうなんですか。どつちなんですか。税の負担としては、贈与税である、生前、生きている間に行なわれた相続税の形態においては、税の負担が妻とその他の第三者の間では違うということは明らかなんぢやないですか。

○細見政府委員 説明がなかなかうまくできないのであります、西独及びフランスにおきましては、御承知のようにこれは遺産承継税でありますので、しかもその遺産承継税といふのは、遺産の段階でなくて、生前の贈与を全部含めて、フランスは一生、ドイツは十年、そういう形になつておるわけでございますし、アメリカにおきましては、もう堀先生御承知のように贈与したほう、つまり遺産税であるというわけです。イギリスもそういうわけです。ですからそういう意味で、承継税の形をとります場合には、相続税といふものは相続税と承継税と贈与税とが一体になつてしまふ、そういう意味を申し上げたわけです。

○堀委員 太田、おわかりになつたでしょうか、いまの話。たいへん言い回しがむずかしくて

まあ私は大体わかつておるのですけれども、非常に表現がむずかしいですからね。要するにこのことは、向こうのほうじゃ贈与税と相続税を一体と見ておる。日本の場合は今度の税は贈与税と相続税と一体で見てないわけです。実は今度の法律に出されている分は、もしこっちで取つたらこつちは落としますよとなつておるわけです。それ以外に日本では一体にならない贈与税があるわけですから。一体にならない贈与税といふのも、私は贈与税といふものは相続税と結果としては無関係ではあり得ないと、こう考えておるわけであります。

そこで私がきょう特に申し上げたいことは、幾ら何でも——その他の、相続税体系と別にややは

み出したよななかつこうで贈与税といふ制度がありますが、これは他人に対しても基礎控除四十万、その次は二十万、二十万と、また四十万やれども四十万、二十万、二十万といふ基础控除があります。要するに三年間に八十万ずつやつていけば税金がかかるといふ仕組みが実は現行の日本の制度にあるわけです。ところがこれは他人にやつても四十万、二十万、二十万、妻にやつても四十万、二十万、二十万といふ基础控除のあり方は、私はいまの日本のそういう相続税体系のやや外にはみ出しているかどうかわかりませんにしても、これは妻の座を無視したものぢやないだらうか。大臣、その点どうお考えでしようか。他人と妻とが完全に同じという発想は一体どこから来ているのだらうか。もう妻は他人の始まりといふ……。兄弟は他人の始まりといふ……。妻は他人の始まりといふ……。これが第一点。

第二点は、税率が同じというのも——これは相続税の体系からきておる税率でござりますから、これはやはり税率としては、あるいはフランスや西ドイツにあるように、妻に対して一つの特定の税率をそれ以上にこえたものについては設けるとどうか。少額不追求だ、そういう趣旨の立法なんですが、私は相続税において、さつき主税局長が言いましたように別立てになつておる以上は、当然ではないかと思うのです。

二点あるわけです。そこで、いまここですぐやりますといふことにもならないでしようけれども、これはひとつ来年度税制までに一ぺん十分この点はやりきいたなければ、私はこの妻の座の税制問題は一つの締めくくりになるのぢやないだらうか。ここだけが残つておる、こう感じておりますので、もう一つこの点を十分御検討を願つて、来年度税制の中にさらにこれを補完をしていただければ、私は妻の座の税制問題はおおむねこれで、現行の段階では一区切りつくのではないかと思うのですが、大蔵大臣いかがですか。

○堀委員 実はいまの基礎控除の問題、多少そろ二つの問題があるのぢやあるまいか、そういうふうに考えておられます。しかし法制審議会のほうで、夫婦財産制、日本の現行の制度、これをひとつの関連をどういうふうに理解するか。こういうふうにしておる。夫婦財産制の問題でありますけれども、夫婦財産制、日本は入場税につきましては、議院予算委員会で答えた。今度は入場税はやつたけれども物品税に全然さわらない。昨年私にこれだけ議論したのにさわらないといふのはどうです。入場税をやれないといふのは物品税との均衡をやれなかつたのだと、大臣、はつきりと参

加しておられた。今度は入場税はやつたけれども物品税に全然さわらない。昨年私がこれだけ議論したのにさわらないといふのはどうです。入場税をやれないといふのが、ちょっと大臣からお答え願いたい。

○福田国務大臣 私は、入場税につきましては、次に免税点について洗い直しをしたい、こういうふうに考えておつてあいう答弁をしておるわけなんです。それから物品税につきましても、これは対象品目もありますけれども、免税点をどういふふうにするかということが、これは経済の動き、そういうもののと関連しまして重大な段階に来ておる、そういうふうに感したので、いずれにつきましても再検討してみたいというふうに申し上げたわけです。

ところが、物品税につきましては、これは一つは、あの答弁をいたした後におきましたが、世界的に付加価値税といふ傾向が強くなってきておるわけです。わが国において付加価値税を採用するかしないか、これは重大問題であつてにわかに結論は出せません。しかし、そういう世界的な動きのあ

いか、こういったことが一つである。と同時に、これは実際手がけてみよう、そういう段階になりますと、ある物品につきまして手がけるということになりますと、これが一波万波というよろなことになりますと、とても收拾ができない。これはお察しなりましてとても收拾ができない。これはお察しくださることがおできになるのではないか、こういうふうに思います。そういうよろなことで物品税につきまして手をつけるということはやめにしたのです。たしかに、入場税につきましては、そういう波及がないといふようなことを——これはいま御不満が述べられましたが、さぞ御不満でございましょう、こういうふうに思います。気は心といふ程度になりましたが、とにかく改正をとり行なおうということにいたしました——これはいま御審議をいただいておる、こういうことでございます。

○堀委員 そうすると、きょうの大臣の発言は非常に重要な発言をしておられるわけですが、物品税の免税点その他の改正を見送り、今度の入場税もほんとうの気は心といふ程度にとどましたといふのは、すぐうしろに、消費税体系としては付加価値税を実施するという前提で、それに合わせるために当分、物品税なり入場税のような消費税はごく、ミニ改正といいますかにして、あとの問題に備えるということが最大の理由のように受け取れるのであります。さよう了解してよろしいでどうか。

○福田国務大臣 それはそらじやないのです。いま前提というおととばがありました、前提にはいたしておりません。ただいまほつきり申し上げましたように、消費税体系の変更、つまり付加価値税の導入といふことはこれはたいへんな大問題である。それで軽々にこれは結論は出せません。

○堀委員 結論は出せませんが、結論は出せませんが、結論は出せませんが、そういう世界的な風潮がある。そこでわが国においても検討はしなければならぬような段階に来ておる、こういうふうに考えられますので、そういう客觀情勢とともに、合わせるときには、一部の消費税体系を根本的に變えるといふのはいかがであろうか、こういうふうに

に考へたわけであります。

重ねて申し上げます

が、消費税体系を變更する、そういう前提というたまえではございません。

が伸び悩みになつた現象の中には、一般に名目所

得が上がつてきましたために、嗜好品であるものはやや高級なものを国民が選択するという傾向が出て

きるわけです。こうなりますと、私ども、酒

類の問題について昨年値上げの問題もありました

し、いまカルテルの廢止の問題について政府に検

討を求めておるわけでござりますが、競争をや

るから、この間やらないといふことなのか、やり得るということとか。去年あれだけ議論したわけでござら……。私、物品税について一項一項議論して、これは会議録にちゃんと載つております。あとから……。私、物品税について一項一項議論して、これは会議録にちゃんと載つております。あと

いるものが少いぶん取られておる。これはもう少し現在の情勢に即して改めるということについては大臣も御反対ではなかつたようですが、そういうふうなことは来年度なり再来年度なりに行ない得るのかどうか、もう付加価値税が起きるまでは一切消費税にさわらないといふのか、その点をひとつお聞きしておきたい。

○福田国務大臣 その辺は弾力的に考へておりま

す。前提論といふよくなたたまでございません。そこで、一年先、一年先に物品税の改正があり得るかといふお尋ねでございますが、これはあります。前題といふよくなたたまでございません。そこでもそくなつておる、一級、特級が完れておるという実情の中で、まず級別といふものを廢止して、そして公正な競争をやせるということが必要な段階に来ておるのじゃないか。簡単に級別を解消すれば税率の上で問題が起きます。当然ある幅の段階を区切って、小売り課税と藏出し課税の間にレールを敷いて、從価税をこの際級別廢止とあわせて併用することが、自由化対策の中では二級酒の地方におけるメーカーをフェアな競争条件の中に立たせることがあります。これはすぐ簡単にはいかない問題でありますから、今後の自由化をやる段階に応じて、ただいまから検討を開始してもらつて、完全自由化になる段階には、そういうふうな級別廢止、從価税といふことで、清酒の問題をもう少し公正な競争をさせるようにすべきではないか、こう考へますけれども、大蔵大臣いかがでございましょう。

○福田国務大臣 諏言の点は御要請のとおり検討をいたします。

○堀委員 最後に、今度の入場税の問題をすつと議論をしながら考へたのでありますけれども、い

へん伸び悩みになつてしまひました。この二級酒が伸び悩みになつた現象の中には、一般に名目所得が上がつてきましたために、嗜好品であるものはやや高級なものを国民が選択するという傾向が出てきておるわけです。こうなりますと、私ども、酒類の問題について昨年値上げの問題もありましたし、いまカルテルの廢止の問題について政府に検討を求めておるわけでござりますが、競争をやらせるためにはファーナ競争をやらせることが必要ではありません。ところが、特級、一級、二級といふもののが少いぶん取られておる。これはもう少し現行の競争をやらせることが必要ではあるのかどうか、もう付加価値税が起きるまでは一切消費税にさわらないといふのか、その点をひとつお聞きしておきたい。

○福岡國務大臣 その辺は弾力的に考へておりま

す。前題といふよくなたたまでございません。そこでもそくなつておる、一級、特級が完れておるという実情の中で問題が起きます。当然ある幅の段階を区切って、小売り課税と藏出し課税の間にレールを敷いて、從価税をこの際級別廢止とあわせて併用することが、自由化対策の中では二級酒の地方におけるメーカーをフェアな競争条件の中に立たせることがあります。これはすぐ簡単にはいかない問題でありますから、今後の自由化をやる段階に応じて、ただいまから検討を開始してもらつて、完全自由化になる段階には、そういうふうな級別廢止、從価税といふことで、清酒の問題をもう少し公正な競争をさせるようにすべきではないか、こう考へますけれども、大蔵大臣いかがでございましょう。

○福岡國務大臣 諏言の点は御要請のとおり検討をいたします。

それから第三点目の問題として、消費税に関係

しておりますので少し申し上げておきたいのです

が、御承知のように最近二級酒の売れ行きがたい

ておきたいと思います。

これから第三点目の問題として、消費税に関係

しておりますので少し申し上げておきたいのです

が、御承知のように最近二級酒の売れ行きがたい

ておきたいと思います。

うなお考えのようであります。これは私はなるべく目的税は設けたくない、そういう考え方でありますので、これはひとつ賛成という返事はなかなかできないのですがね。しかしそれとは別に、社会保障、小さい者、弱い者の立場、これは九兆四千億円といふ大きな予算があるのですから、その中において十分配慮いたします。

○堀委員 私はギャンブルから税を取るだけでは問題が残ると思うのですよ。実はそこから税を取るのは、これは自分たちがギャンブルで使う前に、身体障害者のために寄付をしたのだというさわやかな気持ちで税を納めてもらうことのほうが意味があるのであって、一般会計に入れるためなら私は何も取る必要はないと実は思つておるのであります。現在身体障害者予算といふものが十分にしているかといえば、私はいろいろ身体障害者の問題を扱つておりますけれども、いまの状態はきわめて不十分なんです。だから何とかこれをふやしたいということについて、ギャンブルでもうけた人も損をした人も、すっからかんになつたけれどもきょうは三百円は身体障害者に寄付してきただ。これはこの人たちのせめてもの心のさまでになるだらう、こう思うのです。私はこういうことのためにこそ目的税といふものがあつていいいんじゃないか、こう思いますので、前段は賛成のようだけれども、後段もひとつ十分再検討をお願いして、私の質問をこれで終ります。

○毛利委員長 関連質問の要望があります。春日一幸君。

○春日委員 五分間しかございませんから、答弁はひとつ簡明に願いたいと思いますが、第一番に、物品税の免税点の問題なんですがれども、これを回避するための口実として、直間均衡をはかるとかあるいは付加価値税の創設とかといふ問題とからみ合わせて、そりしてことさらにその問題を混迷におとしいれられておるくらいがあると思ふのです。付加価値税というものの関連でこれ

ておりまするが、付加価値税と物品税とは、税体系としてこれはむしろ別個のものではないか。かれ、法律は通つたけれどもこれが実行不可能になつたというような経過等もございまして、全然別個の問題である、税体系としては必ずしも同一形態のものではないと思うが、どうですか。
○福田国務大臣 別にからめておるわけじゃないのです。にらんでおるという程度でございます。
○春日委員 むやみににらんで、にらんだといつたってそのにらみ方はむしろやぶにらみといふものであつて、正式ににらむならいけれども、関係のないものをにらむはどういうことですか。大体事業税を廃止するために付加価値税を創設すべしということで、それもいかぬというておじやんになつた問題なんどござりますけれども、それは物品税とは全然関係ないのです。関係のないものをにらむなんてことは、にらまれたほうが迷惑しこくであるのみならず、税体系をくずしてくると思うんだ。この問題で、免税点を上げ下げするということになると、非常にいろいろと意見が集中してきて、取りざばくことが困難だと言われますけれども、今まで本委員会はこの問題を取り上げて、四年ごとに周期的に問題を公正に処理をしてきておると思うんです。かつて三回も四回もなしへたことが本日の段階においてなし得ないといふのは断じてない。ことさらにこれを避けようといふのは、一体これはどういうことなのか。といふのは、国民といふものにはやはり、今までの行政慣行、慣例といふようなものがあつて、期待感といふものが残せずしてそこにあると思うのですよ。だから、四年目ごとに直されてきた。四年目ごとに直されてきたその理由は何であるかといえど、その間において物価の値上がりがある、人件費の値上がりがある、だから免税点の設定というものを動かさなければ、免税点そのものを設定し

政治モラルとしても行政慣行としても許されるとではないと思う。むずかしい、むずかしいといつたって、そのむずかしいことをかつてやってきたじゃないか。かつてやつてきたことが今回やれないというはずはないと思う。

○福田国務大臣 なおこの上ともとくと検討いたしたいと存じます。

○春日委員 検討したいということです。

からいいですけれども、そこで問題は、私は特にお願いをしたいが、政策には税体系もあるし、いろいろな政策があるが、中小企業政策という政策の柱もあるのです。中小企業者が、人件費が上がって、原材料費が上がつて、五年前に設定された免税点ではほんとうに、実用品であるとか大衆品であるとかいうものを、その免税点の限度内で生産し供給することができないという現状になつてきておるのですね。だから、経済政策として、特に中小企業政策として、いまやこの免税点というものはこの際何らかの調整をせなければならぬぎりぎりの段階であると思う。この点は法律事項じゃございませんから、行政措置でやれることでございますから、どうか今国会中においてぜひともひとつ誠実に——機会均等の原則といふものもあります。免税点の引き上げが入場税に対しうなされたときに、物品税に対して免税点の上げ下げができるないというはずは断じてございませんから、ぜひともひとつこれをやつていただきごとを強く要請いたしまして、私の質問時間が参りましたから、これで終わります。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○中川政府委員 この問題は相手国のことですか
ら、日本が予測することはなかなか困難な問題で
すが、中国や北朝鮮の場合、皆さんは、法律が
通れば特恵を要求するというふうにお考えです
か。

○毛利委員長 午後二時八分開議

午後二時八分休憩

○毛利委員長 午後二時から再開することとし、
暫時休憩いたします。
午後零時三十九分休憩

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 おはかりいたします。

○毛利委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○毛利委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決いたしました。

（賛成者起立）

相続税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

であるからことはちよつと期待できない。推測と

いうことになればちょっとむずかしいのではないか。しかしわが国としては、あげていただくなれば歓迎して受け入れる用意がある、こういうことです。

○阿部(助)委員 それでは国交のない國、そういうものが意思表示をするというのはどういうのを意味表示するというのですか。たとえば政府と思われるものが發言をするとか、あるいは中國にはここに何か弁事處みたいなものがありますけれども、そういうものが意思表示をしたらそれでいいというのか、北朝鮮みたいに全然そういうものもないときは、向こうの業者みたいなものが要求したらそれでいいというのか、政府なのか、その辺をはつきりしてください。

○中川政府委員 そういう場合に十分考へるべきではないか、こういうふうに思つたわけでもないがす。
○阿部(助)委員 やカナダは大体いまどんなふうになつておるのでや
かナダが中共に与えるかということでありますね——。これはたゞいまのところはつきりしてお
りません。いろいろな方法で接触をいたしましたが、日本と同じように検討中といふことのようだ
す。

ございまして、ただいまのところ不明でございま

○阿部(助)委員 特恵の問題については、冒頭にもちよつと触れましたように、発展途上国が要求をしたということは事実であります。しかし、これが実際は、ある意味でいえば、国連でこねくり回して、それで合意書ができた。そして合意して日本へ持ってくると、日本の政府がまたそれなりにやっていく。とすると、実際これを設けたからといって、どれほど発展途上国が利益を受けるんだろうといふことになると、私は非常に疑問を持つわけなんです。その点で、皆さんに質問すれば、これから効果があるだろうと思うという程度なのであります。うけれども、実際問題としていろいろなワクを設けたりしておって、発展途上国がこれで満足すると思いますか。

○谷川政府委員 率直に申しまして、必ずしもこれで一〇〇%満足しておるとは考えません。国連

貿易開発会議の場におきましても、いろいろと要望が強く、日本案のみならず各国の案に対しましても開発途上国からいろいろ要望がありました。しかし、これはごちやごちややつておつておななかなか片がつかないから、とにかくやりましょう。

さつき申しましたように、七一年中のできるだけ早い機会にやりましょう。それからまた実施してみて、再検討の機構が設けられればその際にお互いに検討し合う機会もあらうじゃないかということです。とにかく実施を急ごうぢやありませんかということになつた次第でござります。日本の場合も、冒頭に申し上げましたように、国内産業のことを十分考えつも——さつきちよつと申し落としましたが、ワクを設けます際は後進国からの輸入額を基準にいたしますけれども、一割は先進国からの輸入額も補足ワクとしてプラスしてワク

を開きめるとかいうような配慮もいたしまして、開発途上国の工業化を促進するということを考えておる次第でござります。

た場合、アジアにおいては、日本と発展途上国と

の貿易の中で、やはり韓国、台湾、フィリピンといふのが日本の貿易のはとんど大半を占めておるのじゃないだろうか、こう思うのであります。そうすると、特に韓國、台湾といふところが一番大きな恩恵を受ける、こういうことになると思うのですが、どうですか。

うふうに恩恵を受けることになるかといふことは、実施してみませんとなかなかわからぬのですが、いま御指摘のように、韓国、台灣が一番有利になるかと申しますと、必ずしもそうではなからうというふうに考えております。と申しますのは、韓国が一番要望しておりますの生糸、鋼鐵物が特惠の対象外になつておられます。

それから、台湾等の要求しております合板とか
革製品等も特惠の対象外になつておりますことを
考えますと、必ずしもお話をのように、韓国、台湾
が今度の措置によりまして一番恩恵を受けるとは
いえないと考えております。

○阿部(助)委員 私は、やはりここは一番大きな恩恵を受ける。またそれだからこそ、一番冒頭に申し上げましたように、いろいろな日本の企業がいま低賃金と特惠関税ということをねらって韓国、台湾に進出をしておると、いろいろ見てても、

私はそうだろうと思うのであります。そしてまた、この国は日本の円借款であるとか、あるいはまたいろいろな経済援助、そこでいま言つたような経済進出といふものとがからんでくる。しかもそれが政治的に見れば、左翼・ニフノ会談など

わるるようすに、日本の安全にとって重要な地域である、こういうふうになつてくる。そなすると、韓国、台灣といふのがある意味で、政治的にも經濟的にも全く日本の一つのワクの中に組み込まれて、ハシのじやないぢらうか。そなへどこによつ

すると、ますますアジアにおいてむずかしい問題をかもし出してくる。そういう点で私は、韓国、台湾にはむしろこれは与えないというくらいの姿勢をとるべきだと思うのですが、いかがですか

九〇

○中川政府委員 阿部委員は、台湾、韓国に特別に与えて、アジアの情勢に何か変わった空気をつくるんじゃないかということをいいふ御懸念のようござりますが、決してそんなことを考えておりませんで、先日來御審議いたしました海外援助の問題と特惠供与というのとは、政治的立場を離れてやるべきことであり、先ほど御質問にもあり

ましたように、中共、北朝鮮が手をあげればとい
う、非常に大きな気持ちでやつておるわけであり
まして、その中から台湾、韓国について切り離す
というようなことは考える必要もないし、またそ
ういうことは現実問題としてできないのではない
か。ただ、阿部委員御指摘のようなそういう懸念
がないようこそ、これからアジアの中の日本のあり

方といふものについて慎重を期するようになつて、ことについては十分頗る考慮してまいりたい、このよううに考えておるわけでござります。

こういう形で経済進出をしていくと、先般のテレビで自衛隊の人が言っておる様に、日本のいろいろな資本が、工場や企業が進出をしておるとすれば、そこに事が起きればわれわれが出ていくのは当然こと、うようう音頭までござりまつておる

おる。むしろこれはいろいろな指導の中でそう言
わされておるのだろうと思うのでありますけれど
も、そういうような現実になつてきておる。戦争
はいいかと言えば、いいと言ふ人はだれもいな
い。又しながら云々言ひさしう。しかしそこ

かかわらず、現実に今まで歴史の証明するところ、戦争といふものは起きてきておる。それは何かといえば、やはりこういう経済進出というもののがその根っこにある。いま日本が、この前の経済

資源開発に重点が
入るという方向へいっていることも、これも争え
ない事実なんですね。まして今度の、資源開発のた
めに重点を置いた経済援助、そうしてこういった特

戻税、それに伴うまた経済進出といふものがかかるんでくる中で、そこの国に事が起きれば、その企業の安全のため、資本の安全のために兵を動かさざるを得ないというのが、私はこれはいままで歴史の証明するところだと思うのです。だから、かりに一個人、政治家が善意であろうとも、これは經濟の宿命であり法則だと思う。そういう危険性をはらんでおるのじやないか。表面は発展途上国の援助だと、こうたてまえはなつておるけれども、その名にふさわしいほどの特徴ではないじやないか。そうしておいて、それをやることによってむしろ日本の經濟進出をする。そうしながらまた同時に、日本の中小企業にそれなりに回っていくというところに私問題があると思う。この对外援助にしても、まず日本の国内の矛盾をほんとうに解決しつつやれば、それで經濟援助の場合にはそういう点が非常に少なくなるけれども、日本の国内においてはいまの農業であるとか中小企業と大企業との矛盾といふものはどんどん広げながら外國へ資本が出ていくと同時に、必ずそういう危険性を、戰争の危険性をはらんでくると私は思う。ましてや今度の問題も同じようない形で進められるのであって、特恵といふのは表面はりっぱだけれども、實際は日本の企業の後進国への拡張強化にすぎないのじやないかといふ感じをむしる私は持たざるを得ないのでして、その点で私は不安を感じておる。中川次官はそういう心配御無用だと、こうおっしゃるけれども、私はそれは争えない姿じやないかといふ感じがするので、もう一ぺんひとつお答えを願いたいと思います。

内にも中小企業と大企業との摩擦の問題、あるいは農業の問題、地元の産業、国内産業、いろいろと問題がある中にやらざるを得ないことで、やむなくといつたら悪いんですが、後進国家の要請にこたえなければならぬといふ気持ちでやつておるところでありまして、決して、特惠をやつて経済進出をする、そして戦争に巻き込んで、海外へ軍事的に出るなんといふような意図はもうさらさらありませんし、また今後も絶対あつてはならない。これは政府当局だれしも考えておるところではないかといふふうに考えます。御指摘の点が今後ももちろんないよに、また誤解もないようにな 分配慮してまいりたいと存じます。

○阿部(助)委員 ちょっと違うのですがね。皆さんがそういう意図を持つたまにかかわらず、必然的にそういう方向へ走らざるを得なくなるのではないか、この不安を私は強調しておるのでして、では、これで南北問題が解決するなんというふうにお考えですか。

○中川政府委員 経済援助の問題と特恵供与は、やはり南北問題の解決の大きな手がかりになるであろうというふうに思いますが、それから阿部委員御指摘のように、憲法はないけれども結果としてそななるのではないかといふ御心配であります。ですが、結果的にも決してそなならないよう十分配慮していくいたいと考えておるわけでござります。

○阿部(助)委員 私これで終りますけれども、私は発展途上国から要求があつたということは否定してないのです。しかし、この特恵がそういう仕組み、要求のあつたような形をすなおに取り入れてやられておるかといえば、そうではないといふことを言つておるのです。それは国連の段階でも、合意の段階であらわれておるまことに、いろいろな意見がある。しかもまた、それぞれの国に持つて帰つても、それぞれの国でまたいろいろな細工をしてこれを実施しておるといふ点におそらく不満が出るだろ。私が一番強調したいのは、こういう問題も同時にやりになるのはけつこうだ

が、はつもつスンスという義的上昇から私のも思はれます。有利なことは十分たたかれて向使節とで、が手をいまよ検討きたらす。すこま委員いこと、ため毛利〇田中

同時に日本の国内の矛盾と解決しながらやらなければなりません。そのうえをやりつつ、形のものをやることは、何よりも大切な御質問かと存じます。またあとで問題かと存じます。中も政治家でござります。これを言っておるのはない。よろしくうなさいます。あがたら直ちによろしい。藤山さんはやはり隣国の中國あるから、そのこと自体は、当然のことだらうと思う。藤山さんがおいで進めませんと、始まつてから、その点で最後に確認します。そういう点で、確かに格差をつけ、そなへておりませんけれども、幾たびも幾たびも私たちが進めるようにといふのがあります。どうぞお聞きください。

の法律案につきまして、主として農産物に関係する事項について若干の御質問をいたしたいと思います。

質問に先立ちまして大藏政務次官にお教えをいたきたいわけですが、関税制度というのは国内産業を保護していく、いろいろ観点に立って仕組まれておるのかどうか、まず御質問をいたします。

○谷川政府委員 まあ、なんぞございますね、以前、日本の国際競争力もそつてないといふような時期におきましては国内産業を保護するという機能に期待するところが強かつたと思います。しかし、今度の改正をこらんいただきましておわかりいただけますように、そういうところから今までして、そうして日本経済を取り巻く内外のいろいろな問題に積極的に取り組んでいく、関税機能を活用していく新しい姿勢が示されています。つまり、一つは物価問題に、完全とはいませんけれども、関税政策を活用していく。それから輸入自由化を一方において進めていきますことが大きき要請されておりますので、その際に関税の面でいろいろと措置をしながら自由化をスムーズにしていくことも考える。それから公害対策に關税を使っていく。それからけさほど衆議院議論をいただいておりました南北問題の解決にも資する。これは今度の場合特惠関税の供与でございますが、そういうふうに、ただ單に国内産業の保護というところじゃなくて、多目的に関税政策、関税機能を積極的に生かしていくといふことが新たに要請されているといふふうに考えております。

○田中(恒)委員 経済の発展に伴いまして、関税に対する考え方というものが、いま局長おっしゃいましたように多元的に変化をしていくといふとともに、それぞれの産業なり品目によつては考えられる側面もあるかと思ひますけれども、まあ今日まで国民が一般的に頭に置いておりますのは、関税でもつて、国内のいろいろな生産物と外国との競争関係といふものを公正な状態に置がす機能を

の法律案につきまして、主として農産物に関係する事項について若干の御質問をいたしたいと思います。

質問に先立ちまして大藏政務次官にお教えをいたきたいわけですが、関税制度というのは国内産業を保護していく、いろいろ観点に立って仕組まれておるのかどうか、まず御質問をいたします。

○谷川政府委員 まあ、なんぞございますね、以前、日本の国際競争力もそつついでないといふような時期におきましては国内産業を保護するという機能に期待するところが強かつたと思います。しかし、今度の改正をこらんいただきましておわかりいただけますように、そういうところから今までして、そうして日本経済を取り巻く内外のいろいろな問題に積極的に取り組んでいく、関税機能を活用していく新しい姿勢が示されています。つまり、一つは物価問題に、完全とはいませんけれども、関税政策を活用していく。それから輸入自由化を一方において進めていきますことが大きき要請されておりますので、その際に関税の面でいろいろと措置をしながら自由化をスムーズにしていくことも考える。それから公害対策に關税を使っていく。それからけさほど衆議院議論をいただいておりました南北問題の解決にも資する。これは今度の場合特惠関税の供与でございますが、そういうふうに、ただ單に国内産業の保護というところじゃなくて、多目的に関税政策、関税機能を積極的に生かしていくといふことが新たに要請されているといふふうに考えております。

○田中(恒)委員 経済の発展に伴いまして、関税に対する考え方というものが、いま局長おっしゃいましたように多元的に変化をしていくといふとともに、それぞれの産業なり品目によつては考えられる側面もあるかと思ひますけれども、まあ今日まで国民が一般的に頭に置いておりますのは、関税でもつて、国内のいろいろな生産物と外国との競争関係といふものを公正な状態に置がす機能を

ここで果たすんだ。こういうふうに一応認識しておると思うのです。

特に私がきょう御質問申し上げます農産物につきましては、御承知のように、国際的に見まして日本の農業経営が非常に繊細である、こういう観点に立ちまして、全体的に国際競争力が非常に低いということで、今まで貿易政策の中におきましては非自由化という側面が非常に強く出ておりましたし、関税そのものの取り扱いについても、日本の農業を保護していくという観点を中心であつたというふうに理解をしておるわけであります。今回、残存輸入制限八十品目のうち農畜産物の関係が四十九程度あると思われておりますが、これが一月十九日の閣議会議におきまして本年九月まで四十品目に縮める、こういう決定がなされて、三十品目が農畜産物に該当しております。この自由化の問題は日本の農業にとりましてはきわめて重大な影響を与える要素をはらんでおると思います。これらにつきましては、農畜産物に対する関税の取りきめについて、この法律提案に際しましてどのよな観点でなされたのか、この点をちょっとお聞きをしておきたいと思うのです。

○谷川政府委員 ただいま田中先生お話をございましたように、残存輸入制限物資はただいま八十品目残っておりますが、この四月には二十品目自由化をして六十にしましよう、そしてこの九月にはさらに二十品目を自由化して四十品目にしておきたいと思います。ところがいまお話をありますように、いま残つておる品物は農産品、それから中小企業関係、とにかくいろいろな面で、まあ野放しに自由化をしてしまいますと急激なショックがきて心配だといらものがたくさん残つております。一方ではもちろん農業、中小企業の近代化、体质改善を進めてまいりますが、さつき申しましたように、ひとつの関税の機能

を活用して、一方では自由化の要請にこたえ、一方では国内産業に激烈なショックがないようにすることを考えようじゃないかという基本的な考え方で、今度措置をしておるわけでございます。

今度一般的に関税につきまして措置をいたしました品目は二百二十一品目ございますが、そのうち二十五品目につきましては自由化対策でござります。しかし、自由化はいたしましたが一方において関税障壁がまた設けられたとなりますと自由化の効果が無になりますので、自由化の効果を無にしないような方向で措置をしなければならぬといふので苦心しておるわけでございますが、お話を聞いておられる限りでございますが、お話をいたしましておられた農産品につきましては、たとえばグレーブフルーツでございますが、これはいろいろの競合を考えなければいかぬということ。ところが一方消費者のほうは、どうもグレーブフルーツが高い、もつと何とか安くならないかという声もござります。ですから苦心をいたしまして季節開税というのを採用いたしました。これは各国でもこの制度は非常に活用されておりまして、効果のほどにつきましては私もまだ研究不十分でございますが、従来から各國は活用しておりますので、これは効果があるに違いないと思っておりますので、やりたいということでおきます。ハッサク、ナツミカンの出回り期にはいまの二割の開税を四割に高めするといふことにいたしました。それで、これは効果があるに違いないと思つておりますので、やりたいということでおきます。ハッサク、ナツミカンの出回り期にはいまの二割の開税の類型でございます。

もう一つは豚肉や生きた豚でございますが、これは差額関税というのをとつております。差額関税と申しますのは……(田中(恒)委員「あとで聞きますよ」と呼ぶ)じや類型だけ申し上げておき

これにつきましては関税割当制度を採用いたしまして、需要者が使つ範囲では、日本ではまだこれでは不十分だ、入れざるを得ないという範囲までは安くしまして、それを越えて入つてくる分は関税を高くするという、関税割当制度の思想でござります。しかしながら、自由化はいたしましたが一方におきましては、たとえば牛、馬でござりますが、これについてはただいま無税のもの

を増税をすることにいたしております。増税すると申しましても、自由化して増税をして、これは意味がないんじゃないかという議論が一方にござりますが、実はずっと関税率を洗い直してみますと、いままでは自由化しておりませんから外國から入つくるものがありませんので、関税で何らの措置をしなくてよいございましたから、いかげんなというわけではありませんが、一方の関税率を設定しておりますけれども、いよいよここで自由化となりますと、内外価格差を比較するとか、あるべき関税の姿を検討し直さなければなりません。これはそれとして、いずれにしましても直ちに引き上げるということは極力避けることになりました。そして、いま申しましたように、いろいろな関税のテクニックを使いまして、自由化の効果を阻害しないようにつつやるといふことをやつておる次第であります。

○田中(恒)委員 だいぶ長く御説明をいただきました。そこで、日本の豚を守るというか、豚といふものは、これはいま、率直に申し上げまして、日本の畜産の中では豚が一番、ある面では政府の政策の路線に沿つて、だんだん近代化されていくといふことが、ある程度承知をしておるつもりなんですが、問題は、今まで、農畜産物については、特に国内の関係品目については、自由化をするといふことになると非常に衝撃を与えるので、できるだけこれを残しておいたわけですね。ところが、いろいろな事情でいまそれを取つ払わにやいけないといふことになつたんだ。そういうものについては、答えは簡単なので、いわゆる国内のそういう関係農産物を、やはり多少はこれから生産性を上げて、構造改善もやらにやいけないでしよう。その

政策の方向はわかりますけれども、それに対しても非常に衝撃を与えるような立場を原則にせずにはなり関税でもつてせきとめするんだ、こういう観点でお進めになつておるのか、それとも、国際的な価格の問題もあるし、物価問題もやかましくなってきております、そういう観点を特に重視をしてやられようとしておるのか、この点をお聞きをしておるわけでありますので、そのところを……。

○谷川政府委員 先ほど申し上げましたように、いろいろなことを考えまして、国内の産業に急速なショックがこねよう年に考えておりますので、御了承をいただきます。

○田中(恒)委員 そこで、特に農畜産物だけではありますから、実はずっと関税率を洗い直してみますと、いままでは自由化しておりませんから外國から入つくるものがありませんので、関税で何らの措置をしなくてよいございましたから、いかげんなというわけではありませんが、食料でありますから、輸入基準価格といふものが安定法のまん中に置かれまして、それを中心として10%なり、その差額という方法を講ぜられております。まあお話をありました差額関税といふものが設けられました。輸入基準価格といふものが安定法のまん中に置かれまして、それを中心として10%なり、その差額といふ方法を講ぜられております。肉の自由化が予定をされております。そして、いふことです。一方には、羊の肉と馬の肉が、今まで八九%であつたものがゼロペーント、無関税、こういうことになりましたね。

そこで、日本の豚を守るといふか、豚といふものは、これはいま、率直に申し上げまして、日本の畜産の中では豚が一番、ある面では政府の政策の路線に沿つて、だんだん近代化されていくといふことが、ある程度承知をしておるつもりなんですが、いま多頭飼育されまして、進んでおるわけですよ。こういうものは単に豚肉の問題じゃないのですよ。豚肉だけじゃなくて、食肉全体の動向が養豚といふものに對して決定的な影響を与えるわけです。特に羊の肉とか馬の肉とかいうもの、これは今度無税になるわけであります。これが非常に輸入があふえておるわけですね。これは最近お手元にあると思うけれども、それから木炭でございますよ」と呼ぶ)じや類型だけ申し上げておきましたが、差額関税の思想を取り入れておる。それから木炭でございます。これはあたる木炭ではなくて、溶鉛炉に使う木炭でございますが、

二万九千二百二十トン、約六倍になつております。それから馬の肉は、これも約五倍に上がつております。牛肉は約三・五倍くらい、基本法制定当時から上がつております。豚肉の場合は、国内の価格の動向に基づいて緊急輸入の処置をとつてきましたが、これらは輸入は、ある一定の線を置きながら毎年度上がつてきておるわけですね。こういうものが実は豚肉といふものに対して非常に大きな影響を与えるわけであります。こういう形で畜産物あるいは農産物の輸入にあたつて個別商品単位に、それぞの品物の需要なり国際的な価格といったようなものを想定して関税率を設定するという方法がよろしいのか、食肉全体といふ観点に立つて最も妥当な関税といふものを置くのがいいのか、こういう問題があると私は思ふんで

す。

豚の問題にあたつて私どもが一番考えなければいけないのは、おたくのへそ価格の問題もありますれば、食肉の需要全体がこの自由化によつてどういうふうになつていくか。特に御承知のよ

うに、いま羊の肉とか馬の肉とかいうものが、本来牛肉でもつて使われねばいけないものにまぜられて、非常に安い値段であつて不良食品になつて出回つておる、これが現実なんですね。ここに消費者の肉に対する物価問題の一つの抑えがあるわけですね。こういふものが自由体制の中に入つていけば、ますますこれは商社のもうける一つの最もいいメリットになることになりますから、動き出しますとと思うのです。こういふ点についてやはり関税政策として何か考慮すべき点があるのじやないかと思ふのですが、この点はいかがでしようか。

○増田(久)政府委員 いま羊とか馬の免税の問題が論議されまして、その中で肉全体の問題として関税を考えるべきではないかというお話をあつたわけであります。先生御存じのとおり、馬肉あるいはマトンといふものは、わが国におきます生産といふものは現在ほとんどといつていいぐら

い、ないような状態になつておるわけでござります。と同時に、これが使われておりますのは、先けれども、これらの輸入は、ある一定の線を置きながら毎年度上がつてきておるわけですね。こういうものが実は豚肉といふものに対して非常に大きな影響を与えるわけであります。こういう形で畜産物あるいは農産物の輸入にあたつて個別商品単位に、それぞの品物の需要なり国際的な価格といったようなものを想定して関税率を設定する本独特の製品、大衆食品でございます。そういうことで、これは本来的に、たとえば魚の肉をませるとか安い馬肉をませるとかということで、大衆食品という形で出発してきましたがございまして、本質的に豚肉と競合——全然とは申し上げませんけれども、本来的に高級なハムなどと競合するものではないわけでございます。そういう意味で、われわれは馬肉なりマトンの関税を免税にしたといふことにつきまして、それが直接的に豚肉の問題に響いてくるとは考えていないわけでございま

す。

○田中(恒)委員 しかし私は、この輸入量の増大といふこととからんで、これが豚肉の価格動向といふことに対しても想定されるわけですから、農林省のほうはその点はだいじょうぶだと、どうふうな御答弁と理解していくで

す。

○増田(久)政府委員 ただいま申し上げましたとおり、全然とは申し上げませんけれども、豚肉を使っているハムと馬肉等を使つていてハムといふものはおのずと区別されておりますので、直接的な関連はない、そういうふうに考へておるわけですが、それはおのずと区別されておりますので、直接的に申しますと、余地があるのではないかのか、これを政務次官に。○中川政府委員 田中委員の御指摘のように、これは同一品目だけでの比較といいますかバランスという問題もありますが、同じ肉という、競合といふのですか、幅広い検討も当然なされていかなければならぬ。そして、たとえ羊によって豚がやられるといふようなことのないよう十分配慮しない上げましたように、今回の馬肉あるいはマトンについては豚に対しめた影響はないといふ判断のもとにいまやられたといふことでございまして、今後ともそういう総合的なバランスがとれるようになつてまいりたい、かように考えます。

○田中(恒)委員 そこで、豚の自由化が一応九月を日付に決定ということになつておるわけですが、これは農林省にお尋ねしたほうがよろしいかと思いますが、今日の日本の養豚というのは国際競争力を持つておるのか持つてないのか。最近の養豚の現状等を見守りながら、農林省

でいくといふような要素でこの関税率といふものを考えるならば、私は一つの考え方としては、単に品目ごとに問題を整理して、品目ごとの生産なり流通なり国際価格なりといったような観点だけ

を考えるなれば、私は一つの考え方としては、単

に非常な構造改善のプロセスにあると思うのでござります。昭和四十年に二十頭以下というのが九

五%で、シニアも五〇%以上の頭数を持っていた

わけでござりますけれども、現段階におきましては二十頭以上層といふものが農家数で一五%

しかも豚の頭数からいきますと七一%といふ大き

いシェアを持っている。したがつて、すさまじい

勢いで規模拡大と申しますか、多頭化の方向に向

かつてきているわけでございまして、そのかわりに多くの合理化が行なわれてることは御承知の

とおりであります。ただ、それが国際競争力があるのかどうかといふことは、こういふ現段階で見た場合に、率直に申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、規模頭数だけで申し上げれば、たとえ台湾では一戸当たり四・五頭でございます。それに対しましてオランダが約五十頭、イギリスが八十頭程度というような形でござりますので、規模から見ればまだ小さいといふことも日本の段階ではいえるわけでござりますが、先ほど言いましたとおり、申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

申し上げていろいろ比較のしかたがむずかしく、

それからもう一つ、比較のしかたとして、過去に入りました日本のCIFと日本の価格を比較してみますと、先生御存じのとおり、現在日本のCIFでアメリカものが四十二年から四十五年までの平均で三百六十七円、台湾のも大体五百円でござります。したがつて、価格の差とその見当でございます。したがつて、価格の差と

ただし、これは先生御承知のとおり、いわゆるピッグサイクルといつものがありまして、非常に乱高下があります。いま申しましたのもあくまでも平均での話でございますので、それを特に比較するのはなかなかむずかしいかとも思うわけでございます。

ただ、抽象的なお話を申しわけないわけでござりますけれども、豚の生産費のうちの約四二、三九というものはえさせ代でございます。四〇%が素畜、というのが大体の豚の生産費の構成比になっているわけでございます。えさがやはり昨年度一度ほど値上がりして養豚農家を苦しめていたのは事実でございますけれども、しかしながら國のようない海外から飼料を無税で入れているといふ国は先進国に実はないわけでございまして、わが國の飼料価格は常に国際価格で消費されているということでございますので、そういう意味におきまして、えさせ代の中の海外との差といふものはそれは大きなものではない。

それから、問題は素畜の問題でございますが、素畜の問題は、養鶏と違いまして、まだどの国におきましても子取りのところについての技術革新といふものは生まれていてない。そこに、どの国でもなかなか豚の合理化といふものができない。したがつてまた、そういう生産事情があるために、豚が国際商品になれないという大きな性格を持つてゐるわけだと思います。

これはむしろ各國の労賃費といふ問題になつてくるかとも思いますが、これが各國とも大きな開きをそぞつものではない、こう考えますと、われわれは抽象的一般的に考えますれば、われわれがいまの多頭化の方向を積極的に進めていくならば、当然近き将来において国際競争力を持ち得るものになる、さように期待をしているわけでございます。しかしながら現段階においては、私は、直ちにあるといふうには断言するわけにはいきません。そういう意味で、今回のよいう関税措置をとるとともに、畜産物価格安定法に基づきます豚肉安定対策といふものは今後も積極的に

進めていく考え方でござります。

○田中(恒)委員 いまの段階では国際競争力を持つておるとはいえないといふような意味の御説明があつたと思うわけであります。それに加えて、いま局長も申しましたが、えさの値上げといふものが昨年は一度にわたって相当大幅に行なわれております。

特に今後豚の問題で非常にやかましくなつてくれるのは公害の問題でありまして、現在の大規模養豚を中心といたしまして、屎尿処理施設、公害施設を設置しなければ豚飼いはできない、豚を飼うものは山のてつべん先へ姿を隠さなければ豚飼いはできないといふ状態にまならないとしておることは御承知のとおりであります。今国会に悪意防衛法という法律が近いうちに出るようになりますが、これらは完全に養豚の関係者に關係していくことでありまして、公害問題は何といままであることより、これは完全にこれと密着をしていく

ことは養豚といふものが非常にこれと密着をしていくということであります。ここ一年一年の動向としては、養豚業者の生産費の増加といふものはかなり大きく上回つて行く、そう考えなければいけない。特に日本の農政の一つの大きな筋道としては、米を二百三十万トン減反していくといふ、大幅ないわゆる米減反政策が投げかけられているわけであります。これは月給取りといったなかなかの収入の二割近くがダウンするといふ意味なんでありまして、これはたいへんな問題だ。それはやはり何にかかるかといふと、畜産なり果樹なり、そういう分野に転換をさせなければならぬといふことになつておる。こういう政治的なタイミングから見ましても、いまここで自由化に踏み切るということについては、少なくともどうなるかといふことには、少なくとも急割り当て制度といふ制度によって、豚肉を緊急輸入していく価格を冷やすといふやり方で

されて踏み切らねばいけない理由といふものが実は十分よくわからぬわけであります。こう中であえて踏み切つてこういう処置をとられようとも、畜産物価格安定法をとるとともに、畜産物価格安定法に基づいて豚肉は自由化すべしといふような方針が

しておるのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

○増田(久)政府委員 先生のおっしゃいますとおり、いまの総合農政の非常なむずかしい段階において、今までの大きな問題でありまして、单にいま局長が言ったような豚肉の動向なり物価安定なり、それから第二に、今後の發展作目であります養豚業につきまして、今後の發展作目であります養豚業につきまして自由化といふことは、非常に農民に心理的にシックを与えるものではないかといふ感じは十分わかるわけでございます。しかしながらなぜこりういうふうにあえて踏み切らざるを得なかつたかといふ背景を申し上げますと、言うまでもございませんけれども、残存輸入制限品目をできるだけ減らしていくといふ一つは、物価安定法という問題があるわけでございます。特に豚肉につきましては四十三年、四十四年におきましては今日の最大の課題でありますし、農業の分野では養豚といふものが非常にこれと密着をしていくことの御承知のとおりでござります。それからもう一つは、物価安定法といふ問題があるわけでございます。特に豚肉につきましては四十三年、四十四年におきましては、これは完全に養豚の関係者に關係していくことの御承知のとおりでござりますが、これは完全にこれと密着をしていくことの御承知のとおりでござります。それからもう一つは、物価安定法といふ問題があるわけでございます。特に豚肉につきましては四十三年、四十四年におきましては、これは完全に養豚の関係者に關係していくことの御承知のとおりでござりますが、これは完全にこれと密着をしていくことの御承知のとおりでござります。それからもう一つは、物価安

定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安

定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安

定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安

定政策といふものに力を入れなければいけないことをもぢろんであります。物価がこれほど上がりきつておるわけでありますから、消費者の物価安

防ぐことは現実にできなかつた、こういう反省のもとに今回こういう自由化に踏み切つてきただけでありますので、今後、四十三年、四十四年のような異常高値といふ事態はこの制度によつて十分避け得るもの、かように期待をいたしておるわけでございます。

○田中(恒)委員

この一〇%の関税率の根拠といふのは、一体どういうものですか。

○谷川政府委員 内外の価格差を比較いたしまして、つまり詳しく申しますと、枝肉——国産の豚肉でございますが、枝肉の卸売り価格をとりまして、それと外国の豚肉のCIF価格に輸入諸掛かりをプラスいたしたものと比較いたしましたて、一〇%の関税が適正であるというふうなきめ方をいたしております。

○田中(恒)委員 その国内価格については、非常に國內の価格が上がつた場合は何か修正をしておるわけですね。

○谷川政府委員 異常に高騰しました際の価格は修正をいたしております。

○田中(恒)委員 四十二年、四十三年、四十四年の三カ年の平均でやられておるわけですが、この四十三年、四十四年というのは豚の卸売り価格が非常に高くなつたときであります。これをこのままに平均いたしますと、これは関税率がどのくらいになるのか、計算せられてないのですか。だいぶ修正せられて八・何%になつておるのですけれども、このままに計算されたらもっと高くなるのじゃないですか。

○谷川政府委員 いまの異常に高騰したときをとりまして一部よりは若干高くなりますが、これはちょっとと異常値でございますので捨象したほうがいいではないかということで、先ほど申しましたように、確かに四十二年から四十四年までの価格はとりましたが、そういうものは調整いたしまして割をとつておるといふことでございます。

○田中(恒)委員 この一〇%といふのは、そういう面ではあまりはつきりした算定根拠といふか、こういう事由だから一〇%なんだというふうに明

快な理由を持つておるわけではないわけですね。

○谷川政府委員 ただいま申しましたように、あらるべき適正な内外価格差といふものを、先ほど申しました異常高騰時の価格は調整して判断をし

た。ですから適当にチャートしたわけではございません。

○田中(恒)委員 あるべき価格といふのは一体ど

ういう価格ですか。上がつた分を補正したというのですけれども、上がつた分といふのは、一体ど

の程度を上がつた分と見るわけですか。

○増田(久)政府委員 上位価格をこえて非常に上

がつたときと、上がつた分といふのは、一体ど

う価格で計算をいたします。

○田中(恒)委員 私、この問題を申しますのは、

こういう価格でやるのは、これも一つの方法で

しよう。しかしやはり日本の豚の生産費、これは農林省でわかつておる。それから特に日本に入つてくる外国の豚の生産費、こういうものがやはり根底にあって、そういうものの対比の関係で、こ

れは一〇%という関税率を出されておるわけであ

りますが、こういうものが出されるのが最も客観的

的な事実に基づいて行なわれるものではないの

が、こういう考え方を持つておるわけであります

が、この辺についてはどういうふうにお考えで

しょう。

○増田(久)政府委員 われわれは畜産物価格安定法に基づきまして豚肉の価格計算をいたすわけで

ございます。制度といたしましては、いわゆる需

給均衡価格といふことで、四年間の市場価格を基

準にいたしまして、その間ににおける生産費の動向

その他を勘案いたしましていわゆるへそ価格をき

めまして、それを上下に標準偏差で開くという形

で上位価格と下位価格をきめているわけでござ

ります。その際、需給均衡価格をきめます際に、當

然われわれは生産費といふものを横に並んで計

算しているわけでございます。それで、われわれ

の現在の三百八十三円といふ価格につきまして

は、これは原生産費そのまま直に使うわけではな

しに、次の次年度へ投影させて推定をしますわけ

でございますけれども、当然そのへそ価格はおおむね生産費に見合ひるものという想定で計算をして

いるわけでございます。

○田中(恒)委員 へそ価格といふのではないで

すが、それから外國から入つてくるもののこの価格差

でありますから、政府のほうでこれは積極的に必

要な資料は取り寄せてみて一べん検討してもらいたいと思います。

時間もありませんので、ここで問題はもう要約

をいたさなければなりませんが、畜産物価格安定法でもましまして、豚肉が下がつた場合には事業団

が買上げる、上がり過ぎた場合には事業団が放

出をしていく。豚なりあるいは牛乳なりの価格と

いうものはこの水準で安定させるのだといふ基準

価格と上位価格といふものがあります。今度新た

に輸入基準価格といふものがこの関税制度の軸と

してつくられるわけですね。この輸入基準価格と

差額関税を取つていくということになるわけで

あります。これがひととつ農林省にお尋ねをいたしたいの

お話を一つ理屈でございますが、しかし海外の生

産費といふものはなかなかつかみにくうございま

すから、私どもいたしましてはさつき申しまし

たように、輸入価格と国内の卸売り価格とを比較

せざるを得ない。それが一応そういうものもい

ろいろ反映されてきておるのじやないか。なま

に生産費を比較することはなかなか困難でござい

ますので、こういふ計算方法をとつた次第でござ

います。

○田中(恒)委員 こんなようなことはないと思う

のですよ。それはそれぞれの国でそれぞれ生産費

をやつておるはずでありますし、日本の政府が海

外にたくさんな出先を持っておるわけであります

から、これはとろうと思えばすぐそれと違うの

であります。ところがどうも生産費は、私が聞きましてもあまり役所にないので、豚の生産費は、ちよつとおかしいわけであります。特に自由化といふと、それでそれに伴う差額関税制度をとるとしておるわけであります。

私はこの問題は、短い間に理屈の言い合いをしてしましてもなかなか、平行線になる側面があると思いますけれども、しかしながらもこの安定法のねらっておる上位と下位との幅で価格操作がなされるというものが、何らかの形で狹まつて、上だという人もおるし下だという者もある。あるいは事業団の放出といったような事態がこれからもう行なわれない。そうすると事業団そのものは意味がないじゃないか。こういう問題も指摘をされてきておるわけであります。こういう畜産物価格安定法の今後の運用をめぐつて、今回の輸入関税の基準価格といふものが私はある程度大きなか役割りを果たしていくというような気がしてなりません。輸入の問題はなかなかこれは複雑でありますので、一べんに理屈どおりにいかない側面が多少はあるだけに、私はこの二つの意見とも非常にこれはそれぞれの問題を指摘しておるようになります。輸入の問題はなまなかこの心配を思つておるわけであります。しかしどうもこの畜産法といふものが何らかの形で、今日までとは違つたよくな状態にやはりなっていくような心配をせざるを得ないわけであります。この点についてはどういうふうにお考えになつておるでしょうか。

乗つてこない商品でございます。したがいまして、いま買ひどきだといって国際的に買ひに出ましても、そら簡単に適期に適量だけのものが入つてくるといふ保証はどうも十分ある商品ではないわけでございます。そういう意味で私はやはり、こういふせきとめ価格はやりまして、従来のようならば高値はなくなるけれども、安定帶の上位をこれ、またはこえるおそれのある事態は十分あります。したがつて、畜産物価安定法はこれによつて阻害されることはないし、われわれとしてはその制度をあくまでも堅持していくたい、かよろに考えておるわけでござります。

○田中(恒)委員 私はやはり、この四十五年の一月から十月の輸入価格の動向を見てまいりますと、今回きめられました三百八十三円五十銭、これ以下の輸入価格といふものはたくさんあるわけですね。アメリカはこの統計では多少上回つておりますけれども、それでも大体上位価格を多少上回る程度でありますて、台湾、アイルランド、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、こういふ国々はいずれも輸入基準価格よりも安い価格で入つてきておるわけであります、私はやはりこの辺がどうも相場になつていくような気がしてなりません。特に先ほど来もいろいろ議論の中になりましたように、これからいわゆる開発輸入といふ側面がこういう農業の分野でも出てくる、こういふ情報はすでに商社関係は流しておるわけです。特に豚の自由化を見込みまして、韓国、台灣、これは労賃が非常に安いということで、ここで牧場をつくつてやつた豚を枝肉にしたり、なまにして持つて帰つてくるのだ、こういう動きがすでに業界誌等には載つておるわけであります。こういうことがだんだん本格化をいたしてきますと、輸入基準価格といふものが底値であるし、また上限価格であるというような形で豚肉の相場が形成されて、価格安定法の趣旨はここで半分になつてしまふ、こういう感じが非常に強くいたしておるわけであります。この点は、相場の動きとい

うのはなかなかむずかしいのでありますけれども、これは十分配慮をしておく必要があると思ふる所であります。

なお、時間が参りましたので、あと一つ御質問をいたすわけがありますが、これは今度の農産物の関税の関係で一番大きな関心になつております。このグレープフルーツの問題であります。このグレープフルーツにつきましては基本的に、国会の審議を通しまして、アメリカとの温州ミカンの輸出ワクの増大ということが一つの前提、いま一つが、いま提案されております季節関税を設けることになりますが、季節関税のほうは当委員会でいま審議をされておるわけでありますが、アメリカとの関係については具体的にどういう状態になつておるのか。

○大場説明員　ただいま御指摘になりましたように、グレープフルーツの輸入の問題につきましてはいろいろ経緯がございまして、四十四年、一昨年の日米輸入残存問題の協議の際に、御指摘になりましたように日本側から、日本産温州ミカンの輸入解禁を実質的に拡大する、こういう了解のもとに日本側はグレープフルーツを四十六年末までに自由化する、こういうことを表明した経緯がございまして、また同時に、御指摘になりましたように、現在御審議をお願いいたしております季節関税制度をその場合には設定するということを明らかにしております。その季節関係制度につきましては、自由化されたときにはこの季節関税を発動する、こういう前提のもとに、ただいま御審議願っています改正法案の中に織り込まれております。

それからもう一つの日本産温州ミカンの輸入解禁を実質的に拡大する、こういうことにつきましては、わがほうとしてもアメリカに対し種々、きにも、もっぱらそのことではございませんけれども、その機会を利用いたしましてかなり政府側

から申し上げましたし、また本年一月から二月にかけまして、これは事務ベースの話でございますけれども、農林省から担当課長を、輸入解禁州の実質的拡大の前提になるようないいろいろ技術的な問題の解明ということとの討議をさせるために派遣した経緯がござります。また今後いろいろ折衝の努力はもちろん続けてまいりたい、かように存じます。

○田中(恒)委員 この話がきまらないとグレープフルーツの自由化の問題というのははつきりしないというふうに理解してよろしいですか。

○大場説明員 グレープフルーツの問題につきましては、ただいま申し上げましたように本年十二月末までに自由化するということを表明いたしました——その後の経緯を正確に申し上げますが、四十四年十月の関係閣僚協議会において、それを裏づける意味で本年十二月までに自由化するということが決定されました。その後、昨年の九月の関係閣僚協議会におきまして、これはグレープフルーツを特にメンションしたわけではございませんが、四十六年十二月末までに自由化するものと決定された品目につきましては、四十六年四月末日を目指にしてその完成につとめる、こういった協議会の決定がござります。こういった経緯がござります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これにはいろいろ複雑な——複雑といいますか、非常にデリケートな問題がござります。輸入解禁州の実質的拡大、こういった問題もはらんでおりますから、この取り扱いについては私ども事務当局のお答えだけではなくて、うちの政務次官あるいは大臣、上司の方々の御答弁にもあらわれておりますように、慎重に取り扱っていただき、こういうつもりでございます。

○田中(恒)委員 それで、このグレープフルーツの季節開税でありますと、二月から五月四〇%、六月から十一月二〇%、こういうことになつておりますが、この二〇%、四〇%といふのは一体どういう根拠でお出しになつたのか。あるいは月ぎめですね、半年ずつにきめられているわけです

が、これはどういう関係でこの月を考慮せられたか。

○谷川政府委員 まず期間でございますが、期間は、先ほど申しましたようにハッサク、ナツミカンの出回り期を中心いたしまして、その期間は高い関税を適用するという考え方やりました。そして四〇%の根拠は、二割をさらに二割引き上げております根拠は、グレープフルーツとハッサクをとりまして値引きを検討いたしまして四〇%の関税を設定した次第でございます。

○田中(恒)委員 ハッサクはハッサクよりもナツミカンが一番大きな関係だ、こういうふうにわれわれは理解をしておるだけですがね。ハッサクとナツミカンは多少価格が違うわけです。

○谷川政府委員 これは御専門の農林省の参事官からお答えをいただきたいと思いますが、私どもの理解しているところでは、品質的には一番ハッサクに近いといふふうに考えております。農林省の参事官からお答えをお願いをしたいと思いま

す。

○大場説明員 ハッサク、ナツミカン、これはどちらも関係が深い、こういうことでございまして、たとえば先ほどの期間のきめ方にいたしましても、ハッサク、ナツミカン、それをおよそ一〇〇%に近い——かんきつ類では八割近いのであります。ハッサクにしろナツミカンにしろ、一〇〇%の出回りをする期間は税率四〇%とするといふ、こういったことになつております。ハッサクのほうをとつたほうがよいではないか、あるいはものを考えながらこの季節関税制度を設けていく、こういったことになつております。ハッサクのほうをとつたほうがよいではないか、あるいはナツミカンのほうをとつたほうがよいではないか、いろいろ御批判はあるうかと思ひますけれども、ハッサクをとりましたにしても、その基礎としては、なまの数字そのままをとつてゐるわけではありません。日本のハッサクカンとアメリカのグレープフルーツ、そういう品質差といふのはいろいろ技術的に見方がありますけれども、

品質格差といふものを見ておりますので、ハッサクカンを基準にとるか、ナツミカンを基準にとるか、その辺の問題はわりあい品質格差といふ点であります。

○田中(恒)委員 ハッサクの生産量、ナツミカンの生産量、ハッサクの価格、ナツミカンの価格、ちよつと教えてください。

それを調べる間に……。いまアメリカの報告を見ますと、グレープフルーツ一個五十六円から五十七円くらいで売れております。小売り価格です

ね。日本へ来ておるのは、これは品質にもよるわけありますけれども、大体三百円から二百五十円、こういう状態であります。レモンが自由化になりました、アメリカで二十八円のものが日本で三十三円から四円くらいですね。日露連の資料を見ますと、そういたしますと、いまグレープフルーツがたいへん問題になつておりますのは、生産費が安く非常に量があえてきておるし、しかも年間入つてくる。こうしたことありますと、しかも非常に値段が安い。農林省は百五、六十円になるだろうということを言われておるようです

が、しかし、レモンの自由化後の動きから見ますと、アメリカの小売り価格とそう差がない形で、ハッサク、ナツミカン、それをおよそ一〇〇%に近い——かんきつ類では八割近いのであります。ハッサクにしろナツミカンにしろ、一〇〇%の出回りをする期間は税率四〇%とするところは、四〇%、二〇%の関税はハッサクにしてもナツミカンにしてもなかなかいいへんな問題でございまして、ナツミカン等はせつから農林省がおつくりになれといいましても、やめたほうがいいじゃないかと心配しておるのですが、いかがでしょ

うか。

○大場説明員 先ほどお尋ねのありました数字をますお答え申し上げます。これは四十一年の数字がただいま手元にありますけれども、四年の数字が

三十四万一千トン、それからハッサクカンが約六万トン、こういう状態でございます。ですから先

に多いことは間違いございません。それからハッサクは百三十円見

べて比較的値段がよいという状態でございます。それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

それから国内に与える悪影響はないか、こういった御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまグレープフルーツは一

月では百三十円、こういう状態でございます。当、四十四年が七、八十四といふことになります。

それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

それから国内に与える悪影響はないか、こういった御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまグレープフルーツは一月では百三十円、こういう状態でございます。

それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

それから国内に与える悪影響はないか、こういった御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまグレープフルーツは一月では百三十円、こういう状態でございます。

それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

それから国内に与える悪影響はないか、こういった御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまグレープフルーツは一月では百三十円、こういう状態でございます。

それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

それから国内に与える悪影響はないか、こういった御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いまグレープフルーツは一月では百三十円、こういう状態でございます。

それからハッサクは四十四年が百十円から百二十円といふことに對しまして、四十五年の十二月では百三十円、こういう状態でございます。

○田中(恒)委員 いまお話をありましたように、ナツミカンが三十四万トン、ハッサクは六万トントン。

ナツミカンの六分の一であります。値段はナツミカンが安くハッサクが高いわけであります。ナツミカンが安くてハッサクが高いのが基準になつて対比されておるというところに一つの問題があると思います。この点はいろいろ問題になつていて、それからハッサクは百十円から百二十円といふことには間違いございません。

それからハッサクは百十円から百二十円といふことには間違いございません。それからハッサクは百十円から百二十円といふことには間違いございません。

ほんからお話を申し上げたのでございますが、ただいま先生お話しのよう、関税定率法には緊急關稅の規定がございます。でござりますから、ただグレープフルーツの価格が自由化の結果半分以下がつたからというだけではそれは發動できませんけれども、安いグレープフルーツがどんどん入つてき出した。それによつてハサク、ナツミカンの栽培農家が甚大な影響を受ける。それのみならずかんきつ栽培業者全体にも、国内のミカンの値段が下がりまして甚大なる被害が起つて。そして総合農政の展開にも重大な支障が起つてそだといふことになりまつたら、私どもは機を失せず緊急關稅の規定を發動いたします。關稅局のほうもその体制を整えておりますし、寄り寄りました農林省とも緊密な連絡をとりまして、万遗漏なきを期したいと思っております。

○毛利委員長 古川君。

○古川(雅)委員 關税定率法等の一部を改正する法律案につきまして若干質問をいたしたいと思います。

最初に關稅局長にお伺いをいたしましたが、この關稅といふのは一體どういう目的で設けられたものであるが、その点から御説明をいただきたいと思います。

○谷川政府委員 そうなりますとなかなかお答えがしにくいでござりますが、關稅の仕組みが、先ほども御議論がございましたが、いろいろな考え方でやつております。各關稅のいろいろな物品表、關稅表にありますように、いろいろな分野のものにつきまして、国内産業を保護すと、いふ面もござりますし、それから財政収入を確保するといふ面もござりますし、それから、数年来そういうふうになつておりますが、石炭対策の財源にも使うというような、目的税といつては何でござりますが、目的に使うといふ面もございまして、そういう仕組みになつておりますが、先ほど申し上げましたように、今度關稅全体を見直しますにつきましては、そういう国内産業の保護といつてだけで考へてはいかぬのであって、いろいろ多目的に關稅機

能を活用するような方向で検討をする必要があるんじゃないかといふ、關稅審議会の御答申の旨に従いまして改正を進めてまいつたのでござります。

○古川(雅)委員 關税定率法といふ法律でございますが、この立法精神と申しますか、立法の趣旨は何を目さしているか。いま關稅とはどういう目的で設けられたかということをお伺いしたわけでございますが、ただいまの御答弁のようなことでござりますか。

○古川(雅)委員 そういうことは直接的には書いてございません。關稅を課します場合の課稅標準をどうするんだとか、稅率をどういふうにきめしていくんだという技術的な法律でございますが、まあ根底には先ほど申し上げましたような精神が秘められていると言つてもよからうかと思ひます。

○古川(雅)委員 この關税定率法の第一条はいわゆる立法の趣旨、第二条は定義、第三条に課稅標準及び稅率を定めているわけでござりますが、この点について、できれば条文に沿つて御説明をいただきたいと思います。

○古川(雅)委員 この法律は、先ほど申し上げましたように、稅率それから關稅を課する場合の課稅標準をどうするんだ、それから今回もこの法律に基づきまして改訂制度につきまして仕組みをつくつてしまつたといふことを規定してござります。

○古川(雅)委員 それから定義のところでは、輸入とはどうだとか、輸出とはどういふ意味なんだとか、大体常識的なことでござりますが、一応法律的に規定をしござります。

○古川(雅)委員 それから第三条は、關稅を課しますのは輸入貨物の価格なり数量を課稅標準として課稅をするんだ。關稅といふのは、従価課稅、従量課稅といふことなどでござりますが、その稅率は、膨大な課稅率

○古川(雅)委員 今回の改正におきましては、特に大きく目的を打ち出して、つまり大きな柱を立てやつたことはないようでござります。

○古川(雅)委員 そういたしまして、近くは四十三年の三月、四十四年の三月に改正が行なわれておるわけでござります。このときはどういふ見地から法改正をしたのか、この点御説明をいただきたいと思います。

○古川(雅)委員 さらにこの「見地」ということがあらとうと理解をしております。

○古川(雅)委員 さて、この「見地」ということがどうもひつかかるのでござりますが、この物價対策、輸入自由化対策に加えて公害対策といふことも一つの見地に掲げていらっしゃいます。このようにいろいろな見地があらわれてくるわけですが、今後これ以外の見地から、これを前例として今後もこの法改正をしていくといふお考えをお持ちであるかどうか。その点を伺いたいと思います。

○古川(雅)委員 今後ともこのような目的を立て、できるだけの關稅機能の活用をはかつてまいりたいと思っております。ただ、このほかにどういふ目的があるかと御質問をされますと、ちょっとお答えしにくいのでござりますが、とにかく時代の要請に応じたよりに關稅機能の活用を積極的彈力的にはかつてまいりたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 非常にくどいようであります

が、今回新たにこうした物価対策あるいは公害対策といふ見地からこの改正を行なうということを改定案の要綱に述べていらっしゃる。いろいろな見地が今後出てくるとして、これがこの関税率法の立法の精神をそこなうおそれは生じないか。

この点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○谷川政府委員 關税政策運営の精神に反しないようなことをやらなければならぬと思つております。

○古川(雅)委員 以下、こうしたこの関税率法の今回の改正によってねらつてある効果について、その内容を一つづれからお伺いをしてまいりたいと思います。

最初に、公害対策として脱硫重油の製造用の原油、この減税制度の拡充ということをうたつております。と同時に、もう一つ低硫黄原油——以下のLS原油と呼ばせていただきますが、この関税の軽減等をはかつております。この点について、通産省からおいでをいただいてると思いますが、具体的に以下お伺いをしてまいりたいと思います。

最初に、LS原油というものは一体どういうもので、どういう国々で年間どのくらい産出量があるか。さらにわが国では全輸入量あるいは全使用量の中でのLS分がどのくらいあるのか、この点からお伺いしてまいりたいと思います。

○斎藤(顯)説明員 LS原油と申しますのは、その中に硫黄分が一〇%以下の原油のものをわれわれLS原油と呼んでおります。日本は昭和四十五年で約二億キロリットルの原油を輸入しておりますけれども、このうちLS原油といふものは約一七%に相当いたします。三千四百万キロリットルの輸入をしております。世界的に見ますと、現在全世界で年間約二十四億キロリットルの原油を消費しておりますが、そのうちいわゆるLS原油というのは北米、カナダ、アフリカ地域に主として産しまして、日

本が原油輸入の九〇%を依存しております中東ではほとんど産出しておらないというのが現状でございます。

○古川(雅)委員 そうした国々からわが国は原油を輸入しておるわけですが、その中でLS原油の輸入が可能なワクと申しますか、可能量といいますか、こうした点がございましたらひとつ

御説明をいただきたいと思います。

○斎藤(顯)説明員 昭和四十五年度で三千四百万キロリットルのLS原油を輸入したということはありますか、こうした点がございましたらひとつ

御説明をいただきたいと思います。

○古川(雅)委員 このLS原油の輸入でございま

すが、これは求めれば幾らでも輸入できるとい

うものではないと思います。國際情勢、それから現

在いわゆるLS原油を探鉱している、探査を試み

ている。その途上にある分、あるいはいろいろな

政治的な背景、こうしたものから当然制約を受け

ると思ふのでございますが、LS原油の輸入の限

界と申しますか、そのワクがあるかどうか、その

点もう一度お伺いします。

○斎藤(顯)説明員 先ほど五年後に五千五百万キ

ロリットルと申し上げましたが、たいへん失礼い

たしました。これは昭和四十八年度でございます。

現在、将来を見通すといふことはなかなかむずかしいのでございますが、われわれは、石油業界がそれぞれのサプライヤーから長期にどの程度のものを輸入したいといふふうな、もちろん希望もあるいは契約もしておるわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けであります。当然これは買入量の幅を広げることを意味する御答弁をいただいたわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けであります。当たつて、それが買入量の幅を広げることを意味する御答弁をいただいたわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けでござります。

○古川(雅)委員 通産省のほうの御説明では、世

界的にLS原油の需要が高まつて、したがつて日本としても買入量が非常にむずかしい。そ

ういう情勢を踏まえて、ただ単に関税を引き下げたことだけでは公害対策に見合つただけの買入の幅をやす、そした効果があるとお考

確実にすることができるのではないかといふうには考えております。

○古川(雅)委員 納得できませんので通産省にお伺いいたしますが、この点はどのようにお考えでござりますか。

○斎藤(顯)説明員 ローサル原油の購入というと、目一ぱいの努力をしておるといふうに申し上げましたことは間違いないと思いますが、ローサル原油の需要といふものは世界的に伸びてまいります。これはヨーロッパでもアメリカでも大

きだけ買入付けをすることができないといった事情はいまの御答弁でわかるわけでござりますが、現段階において日本が必要とするLS原油を目一ぱい輸入しているのか、買入れているのかどうか。またさらに余裕があるのかどうか、この点お伺いをしたいと思います。

○斎藤(顯)説明員 私は現在、目一ぱいの努力をして輸入しておるというふうに思います。

○古川(雅)委員 關税局長にお伺いいたします。今回このLS原油の輸入につきましては關税の引き下げをはかつておるわけでございますが、このことによつて買入量の幅がどれだけふえるとお考えでござりますか。

○谷川政府委員 通産省のほうからお答えを願いたいと思います。

○古川(雅)委員 關税局長、いま通産省のほうから、もういま目一ぱい輸入をしている、今後需要があつてもこれ以上ワクを広げることはできない

といふ意味の御答弁をいただいたわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けであります。当然これは買入量の幅を広げることを意味する御答弁をいただいたわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けであります。当たつて、それが買入量の幅を広げることを意味する御答弁をいただいたわけでございま

す。ところが今回の関税率法の改正によりま

で、LS原油の関税の引き下げを行なっているわ

けでござります。

○古川(雅)委員 通産省のほうの御説明では、世

界的にLS原油の需要が高まつて、したがつて日本としても買入量が非常にむずかしい。そ

ういう情勢を踏まえて、ただ単に關税を引き下げたことだけでは公害対策に見合つただけの買入の幅をやす、そした効果があるとお考

えになりますか。

ん輸入するということは、これは今後の公害対策上の数ある手段の中の一つでござります。やはり、先ほど申し述べましたように、地理的な位置づけから中東原油の依存度が非常に高くならざるを得ない日本としまして、その主力を重油からの脱硫、すなわち製品になつた重油から硫黄分を除いていくというふうな設備を積極的につくっていくことがまず第一に必要である。それから、その前に日本に入つてくるサルファ分をそもそも低くするということは当然考えなければならないといふことから、今回のローサル原油に対する引き下げ、それから脱硫設備に対する國税の引き下げ、そのほかにもいわゆる公害対策といたしましては、LNGの積極的な導入であるとかあるいはまた排煙脱硫であるとか、そういうふうなことの総合的な手段によらなければなかなか環境基準を守ることはむずかしいというふうに私とも考えております。

○古川(雅)委員 この関税引き下げの効果を、当

局はいわゆる公害防止と公害対策という点に置いていらっしゃるわけであります。これまでの質疑応答によりまして、私はどうしてもこれは納得できないわけであります。どれほど公害対策としてこれは効果があるのか、この点が一つの大きな問題でありますし、あえてもう一度関税局長にお伺いしておきたいのですが、このLS原油の輸入の関税の引き下げによって直接恩恵を受けるのはだれだとお考へでござりますか。

○谷川政府委員 結局、私さつき申しましたように、公害対策になるわけでござりますので、終局的には国民が利益を受ける結果になると思想します。

先ほど申し落としましたけれども、四十二年以降のローサルファの輸入の状況を見ますと、全体

の輸入量に対する割合でござりますが、なんだんと政府でもローサルファを入れましょとうどいうことを申しておりますし、業界でもそういうふうに努力をされてきておると見えます。四十二年で申しますと九%の構成比がありましたものが、

四十三年においては一%、四十四年には一%、さらに輸入するということは、これは今後の公害対策上の数ある手段の中の一つでござります。やはり、先ほど申し述べましたように、地理的な位置づけから中東原油の依存度が非常に高くならざるを得ない日本としまして、その主力を重油からの脱硫、すなわち製品になつた重油から硫黄分を除いていくというふうな設備を積極的につくっていくことがまず第一に必要である。それから、その前に日本に入つてくるサルファ分をそもそも低くするということは当然考えなければならないといふことから、今回のローサル原油に対する引き下げ、それから脱硫設備に対する國税の引き下げ、そのほかにもいわゆる公害対策といたしましては、LNGの積極的な導入であるとかあるいはまた排煙脱硫であるとか、そういうふうなことの総合的な手段によらなければなかなか環境基準を守ることはむずかしいというふうに私とも考えております。

○古川(雅)委員 私の質問に対する御答弁にはなつてないような気がいたします。ではお伺いをいたしますけれども、これは通産省からいただいた資料でございますが、わが国が石油の需要の予測によりますと、昭和四十三年が約一億六千万トンということございまして、昭和五十年には三億六千万トンといふように推定をしていらっしゃるわけでござります。今後LS化あるいはLS原油の輸入が促進されていくといふことでござりますけれども、こうした総需要の絶対量がこのようにふえていくわけでござります。この点いかがですか。買付け、輸入を

上げておられますように、非常にローサルファの獲得には困難を来たしておりますが、通産省で立てております低硫黄化計画、それはたしか四十八年

度の輸入量を四千九百五十万キロリットルと見込んでおるようですが、少なくともこれが確保には、さつき申しましたように今度の減税が有効に働くのではないかというふうに私は考えておりますが、観点をひとつ変えましてお伺いをします。

○古川政府委員 開発銀行からいわゆる融資の対象になつております脱硫装置との関係でござりますが、この点ひつ御説明をいただきたいと思います。

○斎藤(顯)説明員 脱硫装置につきましては開銀

が融資しておりますが、これは公害対策のワクの

中から融資するということになつております。実

績について申し上げますと、昭和四十四年度の実

績でございますが、約三十億が融資されておりま

す。

○古川(雅)委員 この融資対策ですね、原油の脱

硫化を進めていく効果と、今回の関税率引き下

げ等の措置と、この点の関係をどうお考へでござ

ります。

五年前はそんなにいわゆる値動きというものはなかったのあります。

○斎藤(顯)説明員 国税の引き下げは一つございまして、先ほど関税局長のほうから御説明ございましたが、LS原油に対するもの及び脱硫設備の設置とその恩典に関するもの、この二つがあるわけでございます。及び脱硫設備に対する国の融資の援助あるいは税制上の援助等から、脱硫設備の設置の非常に促進になっておるというふうに私どもは考えております。

○古川(雅)委員 重油の脱硫黄の減税単価の引き上げを行なっております。LS原油の関税の軽減によって、また減税単価の引き上げによつて、もう一度お伺いすることになるわけでございますが、直接恩恵を受けるのはだれかと考えるわけでござりますが、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。消費者は石油販売価格の上でどうなるか、その点を含めて御答弁をいただければよろしくかと思います。

○古川(雅)委員 通産省にお伺いいたします。

石油のメーカーでございますが、さつき私申しますように、結果的にはねらつておられるわけでござりますが、これは何らかの影響があると思いますが、この点いかがでござりますか。

○斎藤(顯)説明員 脱硫するということはたいへんコストのかかるところでございますが、これは、これまでのことと特にその脱硫コストが消費者の販売価格に直接影響を及ぼしておるというふうな傾向は出でおりません。今後ともそういうことは企業の合理化の努力の中に吸収していくかなくて

はならないというふうに、われわれ了解しております。

脱硫コストといふことでございますが、これは五百円の関税価格でございますけれども、実際にはキロリットル当たり約千七百円ないし千八百円のたいへんなコストがかかるというふうに試算されております。

○古川(雅)委員 当然今後こうした脱硫化ということを積極的に当局として進めていく方針であると考えるわけでございます。その点間違ひございませんか。

○斎藤(顯)説明員 私どもただいま持つております計画によりますと、脱硫設備は昭和四十五年で三十八万六千バーレルでございます。今後、三年後の昭和四十八年には七十万バーレル、約倍近いものを持つ計画になつております。

○古川(雅)委員 こうした脱硫装置につきましては、融資の対象になつておりますし、今回こうして減税措置もはかられるわけでございます。しかし一方、先ほどの御答弁でもありましたとおり、販売価格のほうにも何らかの形で影響があらわれる。そうした場合、石油業法の第十五条の適用をその時点で考える御意思があるかどうか、一応お伺いしておきたいと思います。

○斎藤(顯)説明員 ちょっと私、業法をここに持ち合わせておらないのであります。石油は関連製品といいますか、一つの原油という種類のものから、ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油につきましても数種類のものが生産されるわけでありまして、これらの中でいわゆる脱硫設備にかかるものは重油の中でも一番重いものでございます。

がいまして、これら関連製品が一連の設備の中で生産されるわけでございますので、重油の脱硫即ち消費者にそのまま転嫁されるというのは好ましくないという方針をとつておりますので、その

線に沿つて今後とも考えていただきたいというふうに思つております。

○古川(雅)委員 もう一度お伺いしますが、もしもが生じた場合、この十五条を適用なさいますか。○斎藤(顯)説明員 十五条の適用というの、それが消費者の販売価格に転嫁されたという事態が生じた場合、この十五条を適用なさいますか。その法律を適用しなくてはならないというほどのコ

ストが、この脱硫のために発生していくというふうには私どもはいまのところ考えておりません。油を求めるのに苦労しておる。数量は先ほど説明がありましたが、四十八年度にこういう数量を確保するのもなかなかへんじやないかといふときでありますので、この数量を確保するのには減税制度の拡充と関税の軽減をはかります。

○古川(雅)委員 時間がありませんので政務次官にお伺いいたします。

減税制度の拡充と関税の軽減をはかります。

いたしまして、どうしてもこれが公害対策として効果があるといふうには考えられないわけであります。その点について政務次官からもう一回

はつきり御答弁いただきたいたい。

それから、普通の硫黄度の濃い原油を使って公害を出しているのは、これは大企業ばかりではな

い、中には中小企業等もあるわけでございますが、今回の税制の改正、この関税税率法の改正

が、公害対策上、一体どの程度のメリットを認め

て公害対策としてこの税の軽減をはかりたいらつ

しゃるのか、その点をお伺いをいたしたいと思

います。

あわせて、時間がありませんので一緒にお伺いいたしますが、石油と同じように、今後石炭ある

いは原子力等の公害との関係も関税で考えていく

ことがあります。

○中川政府委員 先ほど来古川委員が御指摘、御質問なさつてある点、よくわかるのでございまして、これだけの減税措置が公害対策にどういう結果を経て直接役立つてあるか明らかにせよといふ点もお伺いしておきたいと思います。

○古川(雅)委員 このような形で公害対策に取り組んでいくと、その姿勢は認めたいと思いま

す。それだからといって、どういうことを考

えます。

○中川政府委員 ことによってどのくらいの量があえるということによつて公害対策をやつてあるのだと大きい顔をし

ていただきました。これはまた困るわけでございま

いますが、百十円軽減いたしました結果どれだけふえるということはつきり言えないところに苦しみがあります。先ほど来局長あるいは通産省か

らも答弁いたしておりますように、非常にLS原油を求めるのに苦労しておる。数量は先ほど説明がありましたが、四十八年度にこういう数量を確保するのもなかなかへんじやないかといふときでありますので、この数量を確保するのには減税して差し上げたほうが目的を達成するのに役立つであろう。それが何回役立つということを明確にできないのは残念でありますけれども、少くとも答弁いたしておりますので、この数量を確保するのには減税制度の拡充と関税の軽減をはかります。

○古川(雅)委員 それには記憶しております。その点、あらためて今回物価対策といふ、そういう見地を引き下げに効果が少ないという理由で、関税の引き下げあるいは輸入の自由化が阻害されてきた、いろいろいろいろ問題になつてくると思ひます。と申しますのは、これまでしばしば、消費者物価の引き下げに効果が少ないという理由で、関税の引き下げあるいは輸入の自由化が阻害されてきた、あるいは目送られてきたという

結果があつたと私は記憶しております。その点、あらためて今回物価対策といふ、そういう見地を引き下げに効果が少ないという理由で、関税の引き下げをはかります。この点、どのような御見解をお持ちでしようか、局長からお願いしたいと思ひます。

○谷川政府委員 先ほど申し上げましたように、今度の改正の一つの柱にさしていただいておるわけであります。中身を申しますと、一つはケネディラウンドによりますところの関税率の一括引き下げ、これを、ガットの条約によりますと来年の一月に最終税率に達するわけであります。これを九ヵ月早めましてこの四月からやりたいといふことで、千九百品目余りのものにつきまして改

正をしようとしておるわけでござります。

それから、その他といつしましては、パナナ等のくだもの、それから、先ほども御議論がございましたが、マトンとかそいつたもの、あるいは

また原油脱硫減税の減税単価、三百円を五百円に引き上げましたことも同様でございまして、こ

のことが即直接的にどの数量ということが言えな

いのは残念でありますけれども、これらを通じて

公害のない原油の扱いといふことにしていく姿勢

を示しておるということだけは受けとめていただ

きたいというふうに存するわけであります。

また今後の公害、原子力その他に対しても、それ適切な措置はとつてしまいたいとは存じます

が、直接いまの税金との結びつきをどうするかと

す。以上、質疑応答の過程で御了解いただいたとおりであります。

次に移りたいと思ひますが、特に今回、物価対策という見地で関税の引き下げをはかりているわけであります。どの程度の効果が期待できるかと

いういろいろ問題になつてくると思ひます。と申しますのは、これまでしばしば、消費者物価の引き下げに効果が少ないという理由で、関税の引き下げあるいは輸入の自由化が阻害されてきた、あるいは目送られてきたといふときであります。

○古川(雅)委員 そのほかに輸入自由化を進めていくところ、こういうことを考へておるわけでござります。

○中川政府委員 そこまで、こういった関税政策、輸入政策が物価

○吉岡説明員 お答えいたします。

農林省といたしましては、昨年四月の物価閣僚協議におきまして物価対策という観点から一%までの割り当てをするようという決定がございました。そういう物価対策という観点を入れまして、先ほど御紹介のありましたような国民生活に非常に關係の深いものを中心にいたしまして、私どもの勘定でいきますと二%以下の割り当てしかいたしておりませんでした約二十六品目につきまして割り当てをいたしたわけでございます。この二%の決定は閣僚協議会におきまして物価対策の観点ということできましたわけでございます。この二%の割り当てを今日まで行ないまして目下輸入が行なわれておるわけでございますが、今日までのところ特に国内の農林水産業につきまして支障を来たしておるということはございません。

○室谷説明員 通産省といたしましては、二%のワクをとりあえず一応達成した後におきましても、消費財を中心としまして、つまり今度二%に引き上げた割り当て品目であるといなどを問わず、関係省と相談をいたしまして積極的に輸入ワクの増大をはかつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○古川(雅)委員 關税局長にお伺いいたしますが、いざれにいたしましても物価対策という一つのねらいを持って今回こうした關稅の引き下げが行なわれるわけでござりますけれども、全面的にその効果が及ぶといふことにはいろいろな阻害要素があると思います。その点をどのように考えていらっしゃるか。

もう一つ、こうした引き下げられた關稅分がいわゆる一部の業者に超過利潤として吸収されてしまって、消費者物価には何ら反映しないという疑問が大きくなっています。この点について

はどのように対処をしていかれる御所存か、その点をお伺いいたしたいと思います。

○谷川政府委員 私のほうからお答えをすることではないかもしませんが、關稅の改正を通じまし

て関係の産業官厅等と緊密な連絡をとつております

までの割り当てをするようという決定がございました。そういう物価対策といふ観点を入れまして、先ほど御紹介のありましたような国民生活に非常に關係の深いものを中心にいたしまして、私どもの勘定でいきますと二%以下の割り当てしかいたしておりませんでした約二十六品目につきまして割り当てをいたしたわけでございます。この二%の決定は閣僚協議会におきまして物価対策の観点ということできましたわけでございます。この二%の割り当てを今日まで行ないまして目下輸入が行なわれておるわけでございますが、今日までの二%の割り当てを今日まで行ないまして目下輸入が行なわれておるわけでございますが、今日までのところ特に国内の農林水産業につきまして支障を来たしておるということはございません。

○室谷説明員 通産省といたしましては、二%

のワクをとりあえず一応達成した後におきましても、消費財を中心としまして、つまり今度二%に引き上げた割り当て品目であるといなどを問わ

ず、関係省と相談をいたしまして積極的に輸入ワクの増大をはかつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○古川(雅)委員 關税局長にお伺いいたしますが、いざれにいたしましても物価対策といふことのねらいを持って今回こうした關稅の引き下げが行なわれるわけでござりますけれども、全面的にその効果が及ぶといふことにはいろいろな阻害要素があると思います。その点をどのように考えていらっしゃるか。

もう一つ、こうした引き下げられた關稅分がいわゆる一部の業者に超過利潤として吸収されてしまって、消費者物価には何ら反映しないという疑問が大きくなっています。この点について

はどのように対処をしていかれる御所存か、その点をお伺いいたしたいと思います。

○谷川政府委員 私のほうからお答えをすることではないかもしませんが、關稅の改正を通じまし

て関係の産業官厅等と緊密な連絡をとつております

すので、とにかく今度やろうとしております物価

対策の關稅措置が末端に及ぶように、いろいろ行

政指導等も通じましてやろうじゃないかというこ

とで各省間で協議をしております。いろいろ行

害要素が流通段階を中心といたしまして確かにあ

るうと思います。ですが、いま申しましたように

とにかく模様を見ようという段階でございます。

また詳しくは、おいでになつております各省から

お話をあると思います。そういうふうに私ども覺

悟しておる次第でございます。

○古川(雅)委員 時間が参りましたので、後日また別の委員からお伺いをしてまいりたいと思いま

す。

最後に政務次官にお伺いしたいと思います。い

ま局長に伺つた点は非常に大事な点だらうと思いま

ます。せつから今回物価対策の大きな柱として關

稅の引き下げを行なった、あるいは輸入の自由化

を行なつた、あるいはK.R.の繰り上げ実施を行

なつた。こうしたことがいろいろな阻害要素に

よつて何ら消費物價の引き下げには効果を及ぼ

さない。くどいようですが、一部の業者にそれが

吸収されてしまうというようなおそれ、これまで

の例をあげるまでもなく当然不安として残るわ

けなんです。いまの局長の御答弁では、見守つて

いくというふうにお答えになりました。見守り方

にもいろいろあると思いますが、政務次官として

お伺いしたいのですが、今度の關稅改正は、すで

にこちらの専門調査員も調べておられるように

例年に比べるとたいへんな規模でござります。前

年が九十億といふ大きな規模であつたかと思

うと、今度は三百六十一億円、しかも各委員からす

べに御指摘のように、物価問題、公害問題あるい

は輸入自由化問題と、いろいろな多目的を掲げ

て、政策的な關稅改正であります。

そこで、きょうは私どものほうの自民党的税制

調査会長がここに来ておられるのであります。

これは各党同じだと思うのであります。こうい

うふうに画期的な關稅定率法の改正をやる場合に

なると、これは自民党だけではありません、各党

においてもよほど党において——いわゆる内国税

については税制調査会を設けてちゃんとやってお

るわけでありますから、こういう問題は事前に各

党の、自民党においては坊調査会長とする税

制調査会においてこれは大いに審議すべき問題で

あつたと思いますが、これは大蔵委員長

もよく御承知のとおりであります。そういうこ

とについて大蔵副大臣から最初にお答えをいた

きたい。

○中川政府委員 内國稅につきましては、党の税

制調査会と逐一御相談を申し上げてやつているこ

とは事実であります。関稅につきましては、非

常にきめのこまかい問題が、事務的なことも多い

ところが、引き上げておつたところであります。それで御協議申し上げておつたところであります。広く意見を聞くということについてはこれ

はもうやぶさかでございませんので、今後御検討

いただけの体制といいますか、党のほうとも相談

いたしました反省の場として、さらに

どうがんばるつもりでございます。

○毛利委員長 正示君。

たいへんお伺いをしてまいりたいと思いま

す。

○正示委員 たいへんおそくまで、各委員のお疲

れのところを私にお時間をいためて恐縮でござ

ります。

まず第一に、私は、大蔵副大臣、副大臣として

お伺いしたいのですが、今度の關稅改正は、すで

にこちらの専門調査員も調べておられるように

例年に比べるとたいへんな規模でござります。前

年が九十億といふ大きな規模であつたかと思

うと、今度は三百六十一億円、しかも各委員からす

べに御指摘のように、物価問題、公害問題あるい

は輸入自由化問題と、いろいろな多目的を掲げ

て、政策的な關稅改正であります。

そこで、きょうは私どものほうの自民党的税制

調査会長がここに来ておられるのであります。

これは各党同じだと思うのであります。こうい

うふうに画期的な關稅定率法の改正をやる場合に

なると、これは自民党だけではありません、各党

においてもよほど党において——いわゆる内国税

については税制調査会を設けてちゃんとやってお

るわけでありますから、こういう問題は事前に各

党の、自民党においては坊調査会長とする税

制調査会においてこれは大いに審議すべき問題で

あつたと思いますが、これは大蔵委員長

もよく御承知のとおりであります。そういうこ

とについて大蔵副大臣から最初にお答えをいた

きたい。

○中川政府委員 内國稅につきましては、党の税

制調査会と逐一御相談を申し上げてやつているこ

とは事実であります。関稅につきましては、非

常にきめのこまかい問題が、事務的なことも多い

ところが、引き上げておつたところであります。それで御協議申し上げておつたところであります。広く意見を聞くということについてはこれ

はもうやぶさかでございませんので、今後御検討

いただけの体制といいますか、党のほうとも相談

いたしました反省の場として、さらに

どうがんばるつもりでございます。

○正示委員 たいへん時間がありませんでした前へ

進みます。

○正示委員 たいへんおそくまで、各委員のお疲

れのところを私にお時間をいためて恐縮でござ

ります。

まず第一に、私は、大蔵副大臣、副大臣として

お伺いしたいのですが、今度の關稅改正は、すで

にこちらの専門調査員も調べておられるように

例年に比べるとたいへんな規模でござります。前

年が九十億といふ大きな規模であつたかと思

うと、今度は三百六十一億円、しかも各委員からす

べに御指摘のように、物価問題、公害問題あるい

は輸入自由化問題と、いろいろな多目的を掲げ

て、政策的な關稅改正であります。

そこで、きょうは私どものほうの自民党的税制

調査会長がここに来ておられるのであります。

これは各党同じだと思うのであります。こうい

うふうに画期的な關稅定率法の改正をやる場合に

なると、これは自民党だけではありません、各党

においてもよほど党において——いわゆる内国税

については税制調査会を設けてちゃんとやってお

るわけでありますから、こういう問題は事前に各

党の、自民党においては坊調査会長とする税

制調査会においてこれは大いに審議すべき問題で

あつたと思いますが、これは大蔵委員長

もよく御承知のとおりであります。そういうこ

とについて大蔵副大臣から最初にお答えをいた

きたい。

○中川政府委員 内國稅につきましては、党の税

制調査会と逐一御相談を申し上げてやつているこ

とは事実であります。関稅につきましては、非

常にきめのこまかい問題が、事務的なことも多い

ところが、引き上げておつたところであります。それで御協議申し上げておつたところであります。広く意見を聞くということについてはこれ

はもうやぶさかでございませんので、今後御検討

いただけの体制といいますか、党のほうとも相談

いたしました反省の場として、さらに

どうがんばるつもりでございます。

○正示委員 たいへんおそくまで、各委員のお疲

れのところを私にお時間をいためて恐縮でござ

ります。

まず第一に、私は、大蔵副大臣、副大臣として

お伺いしたいのですが、今度の關稅改正は、すで

にこちらの専門調査員も調べておられるように

例年に比べるとたいへんな規模でござります。前

年が九十億といふ大きな規模であつたかと思

うと、今度は三百六十一億円、しかも各委員からす

べに御指摘のように、物価問題、公害問題あるい

は輸入自由化問題と、いろいろな多目的を掲げ

て、政策的な關稅改正であります。

そこで、きょうは私どものほうの自民党的税制

調査会長がここに来ておられるのであります。

これは各党同じだと思うのであります。こうい

うふうに画期的な關稅定率法の改正をやる場合に

なると、これは自民党だけではありません、各党

においてもよほど党において——いわゆる内国税

については税制調査会を設けてちゃんとやってお

るわけでありますから、こういう問題は事前に各

党の、自民党においては坊調査会長とする税

制調査会においてこれは大いに審議すべき問題で

あつたと思いますが、これは大蔵委員長

もよく御承知のとおりであります。そういうこ

とについて大蔵副大臣から最初にお答えをいた

きたい。

○中川政府委員 内國稅につきましては、党の税

制調査会と逐一御相談を申し上げてやつしているこ

とは事実であります。関稅につきましては、非

常にきめのこまかい問題が、事務的なことも多い

ところが、引き上げておつたところであります。それで御協議申し上げておつたところであります。広く意見を聞くということについてはこれ

はもうやぶさかでございませんので、今後御検討

いただけの体制といいますか、党のほうとも相談

いたしました反省の場として、さらに

どうがんばるつもりでございます。

○正示委員 たいへんおそくまで、各委員のお疲

れのところを私にお時間をいためて恐縮でござ

ります。

まず第一に、私は、大蔵副大臣、副大臣としてお伺いしたいのですが、今度の關稅改正は、すでにこちらの専門調査員も調べておられるように例年に比べるとたいへんな規模でござります。前年が九十億といふ大きな規模であつたかと思

うと、今度は三百六十一億円、しかも各委員からす

べに御指摘のように、物価問題、公害問題あるい

は輸入自由化問題と、いろいろな多目的を掲げ

て、政策的な關稅改正であります。

そこで、きょうは私どものほうの自民党的税制

調査会長がここに来ておられるのであります。

これは各党同じだと思うのであります。こうい

うふうに画期的な關稅定率法の改正をやる場合に

なると、これは自民党だけではありません、各党

においてもよほど党において——いわゆる内国税

については税制調査会を設けてちゃんとやってお

るわけでありますから、こういう問題は事前に各

党の、自民党においては坊調査会長とする税

制調査会においてこれは大いに審議すべき問題で

あつたと思いますが、これは大蔵委員長

もよく御承知のとおりであります。そういうこ

とについて大蔵副大臣から最初にお答えをいた

きたい。

○中川政府委員 内國稅につきましては、党の税

制調査会と逐一御相談を申し上げてやつしているこ

とは事実であります。関稅につきまして

のと理解して、いわゆるリザーベーションがついておるわけでござります。そこで、農林省の主管課長から先ほどお話しのようにすでに答弁されて、この点について交渉に当たられ、現在の牛場駐米大使もこの点については十分理解をなしておられるわけであります。現在アメリカは、五十州のうち、ミカン類を全然産しないアラスカ、ワシントン、オレゴン、アイダホ、モンタナの、いわゆる北部五州だけが日本のミカンを輸入しておるというふうな、たいへん片寄つたやり方をやつております。

買つておる国であるから、いまののようなグレーブ
フルーツ問題に関連するミカンの対米輸出、これ
についてはひとつ胸襟を開いて話し合おう、この
ことをシーアーズは約束しておるわけでございま
す。

そこで私はまず第一に農林省に伺いたいのであ
りますが、この前提条件について今まで交渉さ
れた経過、これは蚕糸園芸局ですか、ここからひ
とつ聞きたい。

それから外務省の経済局長からは、この点につ
いての外交交渉がどういうふうになつておるか。

らって、この問題についての日本側の率直な意図を申し入れてございます。それからなお本年一月から二月にかけまして、農林省から担当課長を二人アメリカに派遣いたしまして、植物防疫あるいは双方の果実の生産事情、こういったものの実情交換といったための、交渉といいますか、話し合ひのための会議を持ったといった経緯もございまます。その過程におきまして、いろいろ日本側のからんきつ生産者が抱いております心配、懸念というものをアメリカ側に強く印象づけるという努力はだんだん向こう側もわかつてきただように思つてお

その中では、たとえ一つの州でございましても非常に大きなマーケットになり得る州がある、こういう点も考えまして、いろいろ重点的に交渉を行なっていく、このように考えております。
○正示委員 いろいろ外交チャネルあるいは事務的折衝等をやつていただいておるんですが、先ほど申し上げましたように、アメリカ人自身が、経済問題はもつときさくへばらんに話し合いましょう、政治問題、イデオロギーの問題というようなことはこれはなかなかむずかしいけれども、お互に経済の問題はざつくはらんに、全部カードを

10. *W. E. B. DuBois*, *The Negro Problem* (1903), p. 10.

そこで実は、先般ニクソン大統領の最高のブレーンの一人であるミスター・ジョン・P・シーアーズ、この方が見えたんです。これはたいへん若い人で、故ケネディ大統領といと同士なんですが、一方は民主党で一方は共和党でござりますけれども、いずれこの人はニクソン大統領の非常な片腕として、上院にも議席を得ようと、こういうことがあります。その方とざっくりはらんに話をしたときに、纖維問題その他を話しましたときには、どうも日本人はアメリカ人やシナ人と違つて、あらゆる問題をテーブルの上にざくばらんに持ち出さない、相手の腹中を勘案して遠慮しいしいものを言うくせがあるんじやないか、そういうことが今日の日米の経済問題をより以上に複雑にしておると思うから、何か言うことがあつたら言ってくれというので、このグレープフルーツの輸入自由化の前提条件を持ち出したわけです。それに對してミスター・シーアーズは、ここにまた三月二十六日付の、いわゆるニクソンの外交教書が出ておりますが、ここに出ておることを向こうから先生を打つて、アメリカは日本にたくさんの農産物を買ってもらつておる。——これはいわゆる外交教書の中にはつきり出ておるわけです。米国商品の最大の買い手が日本である、そして七〇年には日本への輸出が約三五%増加して四十五億ドルになつた、その中には十億ドル相当の米国の農産物が含まれておる云々、と書いてありますね。こう

○大場説明員　ただいま正示先生御指摘のとおり、グレープフルーツの輸入の自由化につきましてはいろいろむずかしい経緯がございまして、十四年の日米協議の際に、日本側は、米国が日本産温州ミカンの輸入解禁州を実質的に拡大する、そういう了解のもとに日本側としてはグレープフルーツを四十六年十二月末までに自由化する考え方であるという意見を表明いたしまして、同時に、自由化する場合にはグレープフルーツに季節関税を設定する考え方であることを明らかにした経緯がござります。その後いろいろ内外の情勢の進展にからんがみまして、四十五年に関係閣僚協議会で、グレープフルーツにつきましては、四十六年十二月末までに自由化することに決定された旨につきましては、これを早めて、四十六年四月末を目途にその完遂につとめると法定したわけでござります。こういう経緯がございますが、先生御指摘のとおり、グレープフルーツにつきましては先ほど之の日米協議の経緯もござりますので、こういったことを念頭に置きながら慎重に処理していくべきだ、こういうふうに考えております。どういう努力をしたか、こういうことでございますが、たとえば、先ほど申し上げましたが、いろいろ外交チャネルを通じまして温州ミカンの輸入拡大について米側の理解を求め、それから現実に昨年十一月パームビーチ農務次官補が、別の要件ではございましたが、参りました際、特罰をきいても

ります。しかし、向こう側も植物防疫上非常にむずかしい問題があるということをわれわれが理解してやらなければならぬ点もありますけれども、いずれにいたしましても、私ども事務といったとしても、上司のほうからもこの問題につきまして懸念に努力し、こういう御指示をかねてから受けておりますので、この努力は今後統けたいと思っておる次第でございます。

○平原政府委員 お答えいたします。

この問題につきまして、牛場大使も非常に懸念しておられます。幸い織維の問題もある程度民間のほうの話し合いで目鼻がつくような感じでござりますし、いま御指摘のとおり、グレーブルーツ自由化の時期というのも近まつてきておりますので、今後とも牛場大使を督励いたしまして、交渉していただきたい、こう思っております。ただ、御指摘だとおりわざかに、五十州のうち北方の五つの州だけがグレーブルーツを産出いたしません。日本の自由化によって直接利益を得ます州がまだこれを禁じておる、こういうところが私たちの今後の交渉と申しますか、取引、ネゴシエーションの中心課題になつていく。それからまた、御指摘の五州のほかにも、もし植物検疫法といふものの解釈で、わがほうのミカンが入つてもいい、ミカンを差し出しない州が先生御存じのようございま

テーブルの上に出し合つて話し合いましょと
言つておるのでござりますから、どうかその点に
ついて農林當局、外務當局が一段の努力をされて、
そしてこの前提条件が満たされない限りは——私
は開税定率法の原案といふものははりっぱなものだ
と思います。二割、そして季節開税でさらにつき
上げ二割で四割、その辺が一つの案として先ほど
御説明のように行つこうだと思ひますが、しかし
この前提条件といふのは非常に大事でございます
から、これをまず実現するというふうにぜひ御努
力を願いたい。
そこで最後に大藏省の開税局長に伺いますが、
そういう努力を行なつても、結局、自由化してみ
る、そのとき一割、四割でやつてみるとれども、
たいへんこれが見込み違いで、たいへんグレープ
フルーツが安く入つてくるということになつて、
どうしても二割、四割では価格維持、あるいは日
本のかんきつの再生産を確保できないといふこと
になつた場合には、緊急關稅を発動するといふこ
とをしばしば大藏大臣も言明しております。ここ
に副大臣おるわけですからこれは間違いないので
ござりますが、具体的な手続をちょっとここで開
稅局長から披瀝していただきたい。
○谷川政府委員 こまかく申し上げますと時間が
なんでござりますから概略申し上げますが、まず
こういうことにしてござります。私どもにおきま
しては常に輸入価格、これはグレープフルーツに
限りますしが、とりぬけ各に開きまして、二割

Digitized by srujanika@gmail.com

らって、この問題についての日本側の率直な意図を申し入れてございます。それからなお本年一月から二月にかけまして、農林省から担当課長を二人アメリカに派遣いたしまして、植物防疫あるいは双方の果实の生産事情、こういったものの実情交換といったための、交渉といいますか、話し合いのための会議を持ったといった経緯をござります。その過程におきまして、いろいろ日本側のかんきつ生産者が抱いております心配、懸念というものをアメリカ側に強く印象づけるという努力はだんだん向こう側もわかつてきたように思つておられます。しかし、向こう側も植物防疫上非常にむずかしい問題があるということをわれわれが理解してやらなければならない点もあるうと思ひますけれども、いずれにいたしましても、私ども事務といたしましても、上司のほうからもこの問題につきまして懸命に努力しろ、こういう御指示をかねてから受けておりますので、この努力は今後続けたいと思つておる次第でございます。

その中では、たとえ一つの州でございましても非常に大きなマーケットになり得る州がある、こういう点も考慮まして、いろいろ重点的に交渉を行なっていく、このように考えております。
○正示委員 いろいろ外交チャネルあるいは事務的折衝等をやっていただいているんですが、先ほど申し上げましたように、アメリカ人自身が経済問題はもうとさくばらんに話し合いましょう、政治問題、イデオロギーの問題というようななことはこれはなかなかむずかしいけれども、お互いに経済の問題はざくばらんに、全部カードをテーブルの上に出し合って話し合いましょうと言つておるのでござりますから、どうかその点について農林当局、外務当局が一段の努力をされて、そしてこの前提条件が満たされない限りは——私は関税定率法の原案というものははりっぱななものだと思います。二割、そして季節関税でさらにかさ上げ二割で四割、その辺が一つの案として先ほど御説明のようになつこうだと思いますが、しかしこの前提条件というの是非常に大事でございますから、これをまず実現するというふうにぜひ御努力を願いたい。
そこで最後に大蔵省の関税局長に伺いますが、そういう努力を行なつても、結局、自由化してみる、そのとき二割、四割でやつてみると、たいへんこれが見込み違いで、たいへんグレープフルーツが安く入ってくるということになつて、どうしても二割、四割では価格維持、あるいは日本のかんきつの中生産を確保できないということになつた場合には、緊急關稅を発動するということをしばしば大蔵大臣も言明しております。ここに副大臣おるわけですからこれは間違いないのですが、具体的な手続をちょっととここで閣税局長から披露していただきたい。
○谷川政府委員 こまかく申し上げますと時間がなんぞございますから概略申し上げますが、ましては常に輸入価格、これはグレープフルーツに限りませんが、その輸入価格に関しましてどう

Digitized by srujanika@gmail.com

なつてゐるかといふことを、各税関から常時とつてにらんであります。そういうこともいたしておられます。いま申しましたようにいよいよ安いものが入つてしまひまして、ハツサク、ナツミカンだけではなく、かんきつ類全体に値下がりによる甚大な影響が出てきた。それによりましてさつき申しました総合農政の展開も困難になつてきたという事態が生じましたら、各省で協議いたしまして、さつそく関税率審議会におはかりをいたしまして、これは特別の部会がござりますので、そらしてどういうふうにやるか、具体的な事項につきまして政令を出しまして、そして関税率定率法の緊急關稅の規定に従いまして、通常の關稅率のほかに、日本のハツサク、ナツミカンの価格から通常の國稅率を引きましたものをプラスいたしまして緊急關稅をかけるということをしたいといふうに思つております。

○正示委員 最後に畜産当局にお尋ねをいたしましたが、先ほどもちょっと出ておりましたが、いわゆる豚肉に対する差額關稅、こういうことが、一〇%または差額關稅かのいずれか高いほうという案が出ておるわけであります。このいわゆる輸入基準価格といふものが、全国農業協同組合で農協畜産対策というようなことで非常に問題になつております。そこでわれわれも、この点について非常にデリケートな問題でありまして、先ほどもちよつと御質問がありましたが、いわゆるへそ価格、変なことばでございますが、こういうことを言つておるようであります。このへそ価格と上位価格といふものが、畜産振興事業団の関係で畜産法によつてありますが、これは一体どういうことになるのか。豚肉の再生産がなければこれは実は消費者自身が困るわけです。そこで消費者の利益を考えつゝ、しかし豚肉の再生産を確保するということが必要だと思うのであります。が、この輸入基準価格といふものはあるた方はへそ価格を考えておるんじやなくて、いわゆるまた上位価格でないかもしない。しかば再生産を確保する価格だと思うのでありますけれども、一体どう

いう価格を考えておるかということを最後に伺つて、私の質問を終わりたいと思います。よつて、それが入つてしまひまして、ハツサク、ナツミカンだけではなく、かんきつ類全体に値下がりによる甚大な影響が出てきた。それによりましてさつき申しました総合農政の展開も困難になつてきたという事態が生じましたら、各省で協議いたしまして、さつそく関税率審議会におはかりをいたしまして、これは特別の部会がござりますので、そらしてどういうふうにやるか、具体的な事項につきまして政令を出しまして、そして関税率定率法の緊急關稅の規定に従いまして、通常の關稅率のほかに、日本のハツサク、ナツミカンの価格から通常の國稅率を引きましたものをプラスいたしまして緊急關稅をかけるということをしたいといふうに思つております。

○正示委員 最後に畜産当局にお尋ねをいたしましたが、先ほどもちょっと出ておりましたが、いわゆる豚肉に対する差額關稅、こういうことが、一〇%または差額關稅かのいずれか高いほうという案が出ておるわけであります。このいわゆる輸入基準価格といふものが、全国農業協同組合で農協畜産対策というようなことで非常に問題になつております。そこでわれわれも、この点について非常にデリケートな問題でありまして、先ほどもちよつと御質問がありましたが、いわゆるへそ価格、変なことばでございますが、こういうことを言つておるようであります。このへそ価格と上位価格といふものが、畜産振興事業団の関係で畜産法によつてありますが、これは一体どういうことになるのか。豚肉の再生産がなければこれは実は消費者自身が困るわけです。そこで消費者の利益を考えつゝ、しかし豚肉の再生産を確保する

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

次回は、来たる三月九日火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

ます。が、これは、畜産物価格安定法に基づきまして豚肉の価格を算定するわけでございますが、その場合にいわゆる需給均衡価格といふことで、過去四年間の市場価格を基準として、その他のその間ににおける生産費の動向等を考慮して一つの価格をきめまして、それを上下に開く、標準偏差で開くわけであります。が、その開く際の基準になる価格がいわゆるへそ価格であります。これは現在三百八十三円でございますが、生産費はこれよりや低いところでございまして、この価格で支持されれば、せきとめられれば畜産の豚肉の再生産は十分可能である。しかもこれから下がりますれば当然事業団の買い出動ということになりますので、畜産物価格安定法というものが存続いたします限り、豚肉の再生産は必ず確実に可能である、かようて考えております。

○正示委員 畜産局長、問題はその業者、いわば豚を飼う人たち、こういう人たちを納得させなければいかぬと思うのですね。今日のところまだそこまでいっていいないと私は思ひますので、ひとつ最後の御努力を、これは倉石農林大臣その他政府関係者、私もその一人であります。みんなが、ぜひ再生産を確保して消費者に迷惑をかけないようになつていいかないと、せつかく苦労した今度の關稅定率法の改正といふものは生きてこない。だから今後の努力を要望いたしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○毛利委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。
すなわち、關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、來たる三月十日参考人の出席を求める、その意見を聴取することとし、参考人の人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

大蔵委員会議録第十一号（その一）中正誤

ペシ 段行 誤 正
二 二 六 ○林(政)委員 ○小林(政)委員